

熊毛地域 道路啓開実施計画



鹿児島県

令和7年12月

熊毛地域道路啓開推進協議会

目 次

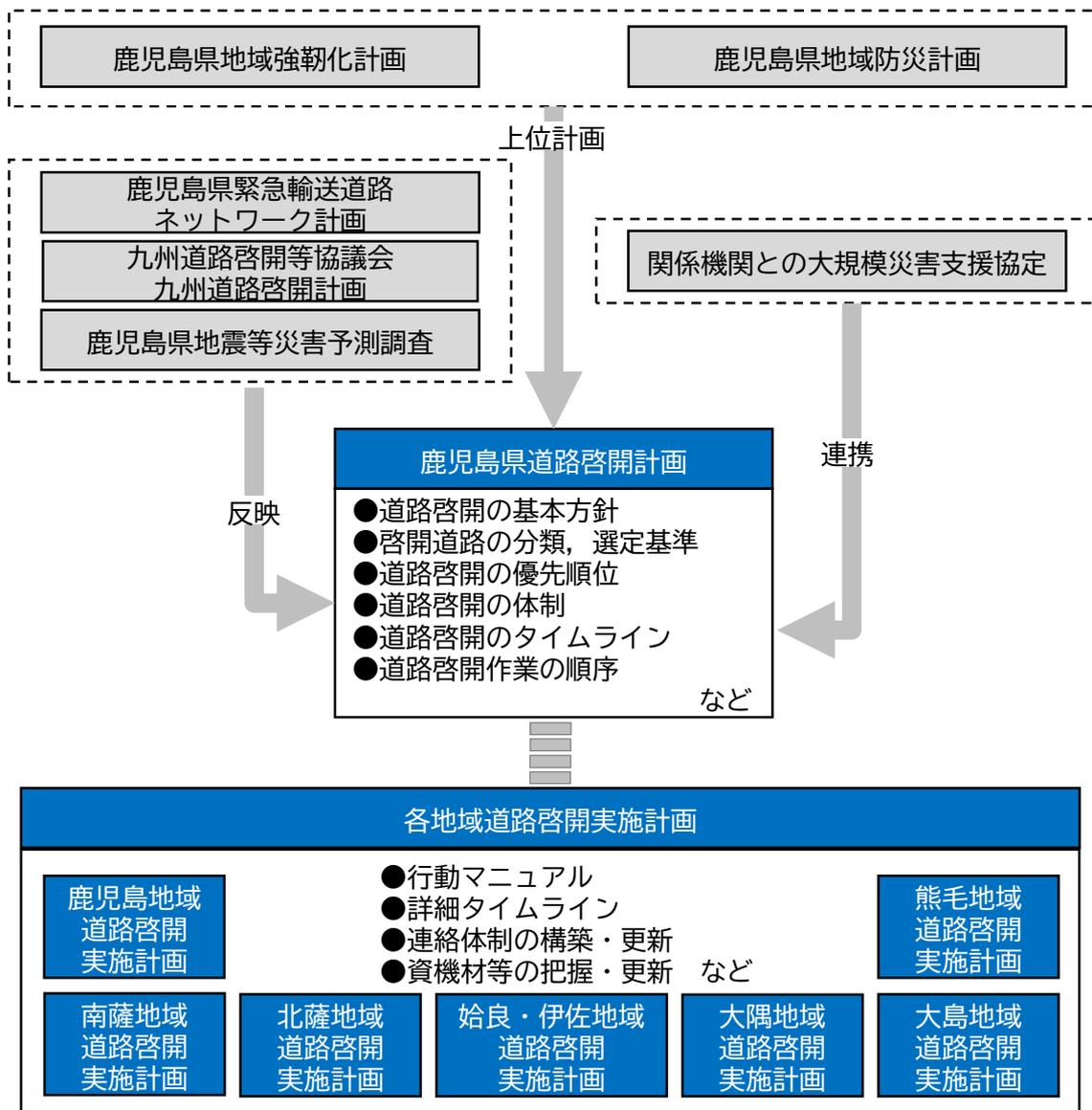
1 はじめに	1
1-1 総則	1
1-2 道路啓開とは	2
1-3 鹿児島県道路啓開計画の概要	3
1-4 道路啓開ルート of 被害想定項目	6
2 発災時における対応（行動マニュアル）	8
2-1 道路啓開詳細タイムライン	8
2-2 連絡体制の確立（第1フェーズ）	9
2-3 道路被害状況調査の実施（第2フェーズ）	15
2-4 道路啓開に向けた手続き（第3フェーズ）	22
2-5 啓開体制の確立（第4フェーズ）	29
2-6 啓開作業の実施（第5フェーズ）	33
①発災から 24 時間	33
②発災から 72 時間	36
2-7 啓開作業における基本事項（被害想定項目別）	39
2-8 不測の事態が発生した場合の対応事項	45
3 平時における対応（災害予防）	50
3-1 連絡体制の構築	50
3-2 資機材等の確保	51
3-3 協定締結状況	52
3-4 災対法に基づく車両等の運用の手引き	53
4 様式等	69
4-1 災対法に基づく車両等の移動に関する様式	69
4-2 サポートマップ	86
4-3 道路啓開ルート一覧	91
4-4 県緊急輸送道路ネットワーク計画及び災害時受援計画の拠点	92
4-5 道路啓開詳細タイムライン	93

1 はじめに

1-1 総則

本計画は「鹿児島県道路啓開計画」の考え方にに基づき、地域毎の特性を踏まえた迅速かつ実効性のある計画とするため、事前準備から道路啓開完了に至るまでの一連の行動計画をとりまとめたものである。

■地域版道路啓開計画の位置付け



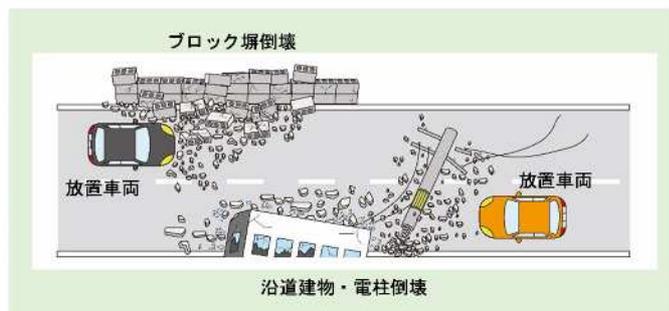
1-2 道路啓開とは

大規模地震時には、強い揺れや沿岸部の津波によって流出した家屋や倒壊した構造物などがれき、放置された車両の散乱に伴い、円滑な救命・救助活動が阻害される可能性がある。

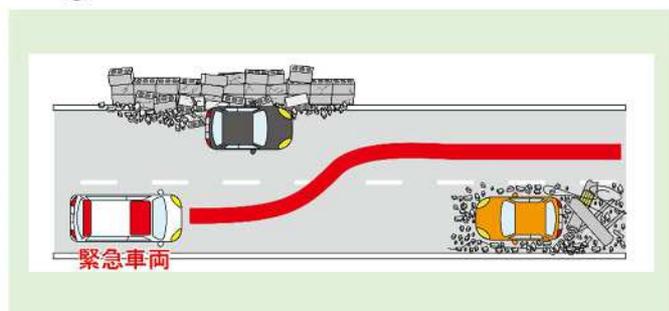
「道路啓開」とは、大規模地震後の応急復旧を実施する前に、緊急通行車両の通行確保のため、早急に最低限のがれき処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを確認することをいう。

■道路啓開イメージ

道路啓開前（被災状況）



道路啓開後



写真：道路啓開（国土交通省 HP）

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、被災者に緊急物資を届けるルートを確認するため、緊急通行車両が移動できるルートを開き切る「くしの歯作戦」と呼ばれる道路啓開によって緊急輸送体制の早期確立に高い効果があったといわれている。

その後、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（中央防災会議）に基づき、平成 27 年 3 月に国の中央防災会議幹事会が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を策定し、以降、適宜計画の改定が行われ、令和 5 年 5 月に第 6 回改定版が策定された。

九州管内では平成 27 年 10 月に「九州道路啓開等協議会」が組織され、南海トラフ地震を想定した「九州道路啓開計画」（初版）を平成 28 年 3 月に策定し、第 2 版が令和 6 年 12 月に策定された。

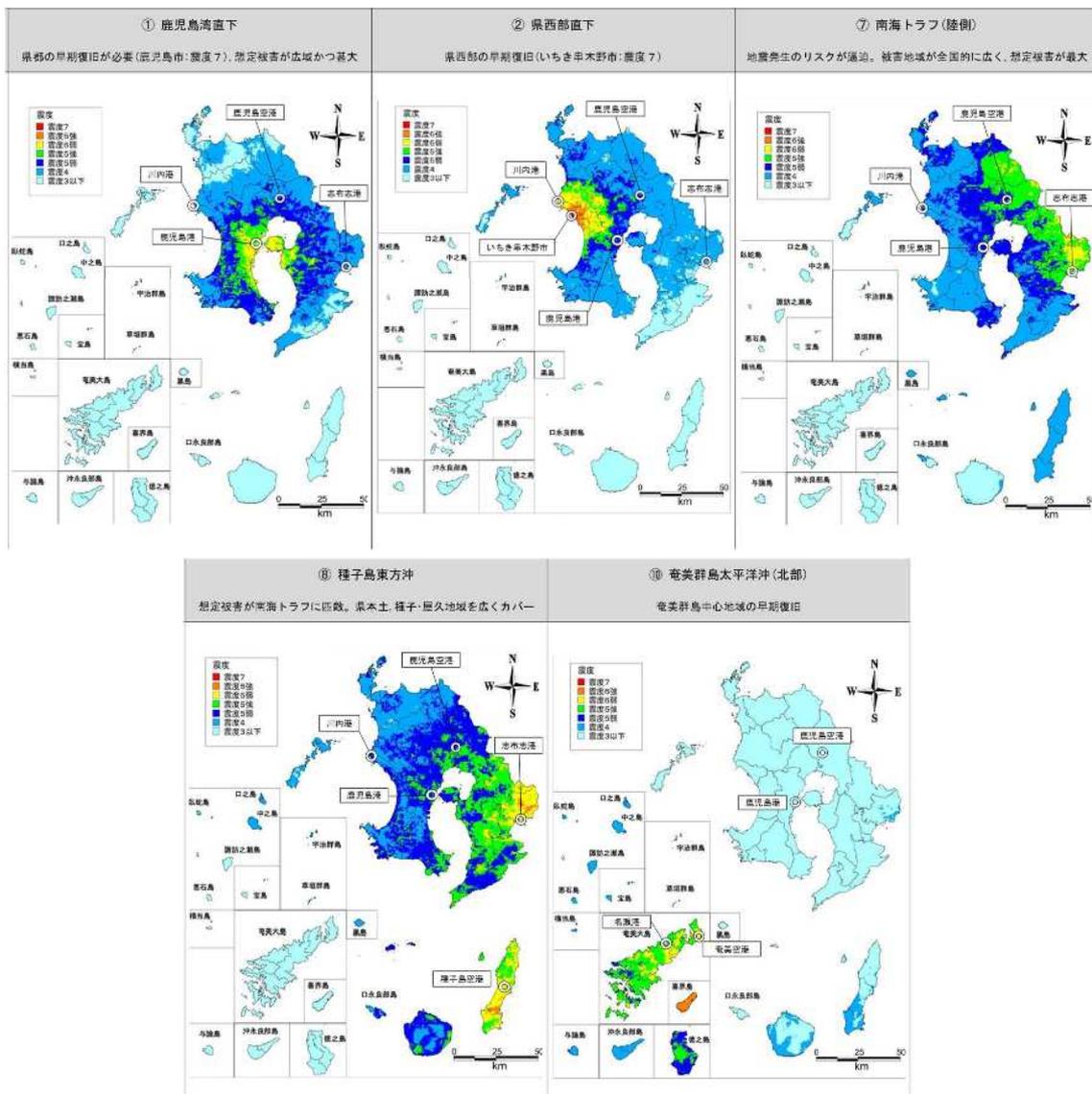
1-3 鹿児島県道路啓開計画の概要

鹿児島県道路啓開計画では、救命・救助活動を支える緊急輸送体制を早期に確保するため、想定地震や道路啓開の基本方針、道路啓開ルートの種類と啓開目標時間などを定めている。

(1) 想定地震

想定地震は、震度6弱以上の地震動を対象に鹿児島県地域防災計画（地震災害対策編）の想定11ケースの中から、各市町村の震度、各ケース毎の想定被害（家屋倒壊数、道路施設被害箇所数、孤立集落数、被害額）、2つの半島や離島・奄美地域など広域な県域を有する県土特性を総合的に判断し、次の5ケースを選定している。

■鹿児島県道路啓開計画における想定地震



(2) 道路啓開の基本方針

以下の3つの方針に基づき、道路啓開を実施することとしている。

(方針1)人命保護の最優先

- ・救命・救助活動等を支援するため、甚大な被災地域へのルートを確認
- ・津波浸水箇所や落石危険箇所に対し、通行規制により二次被害を防止する

(方針2)救援物資輸送活動への寄与

- ・応援部隊進出や被災地への物資輸送等のためのルートを確認
- ・道路管理者と電気・通信事業者が連携したライフラインの早期復旧についても考慮する。

(方針3)被災地内の緊急輸送機能を確保

- ・被災地内の緊急輸送活動を行うため、物流拠点や防災拠点等へのルートを確認

(3) 道路啓開ルートの種類と選定の考え方

想定地震5ケース毎の被害状況に応じ、啓開対象ルート、啓開優先順位を検討する。

■道路啓開ルートの種類と選定の考え方

想定地震ごとの震度6弱以上の被災地域に対し、各ルートを次の考え方に基づき選定する。

1) 進出ルート（熊毛地域に当ルートなし）

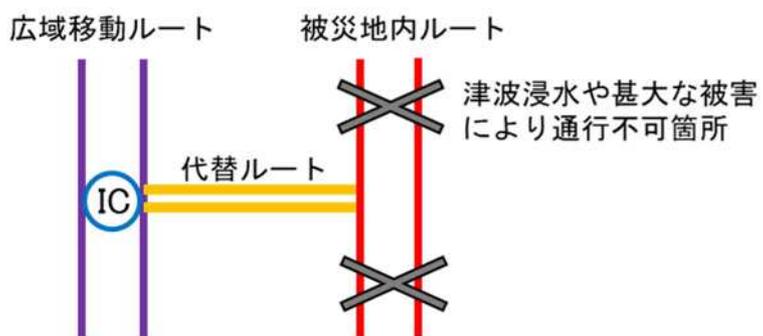
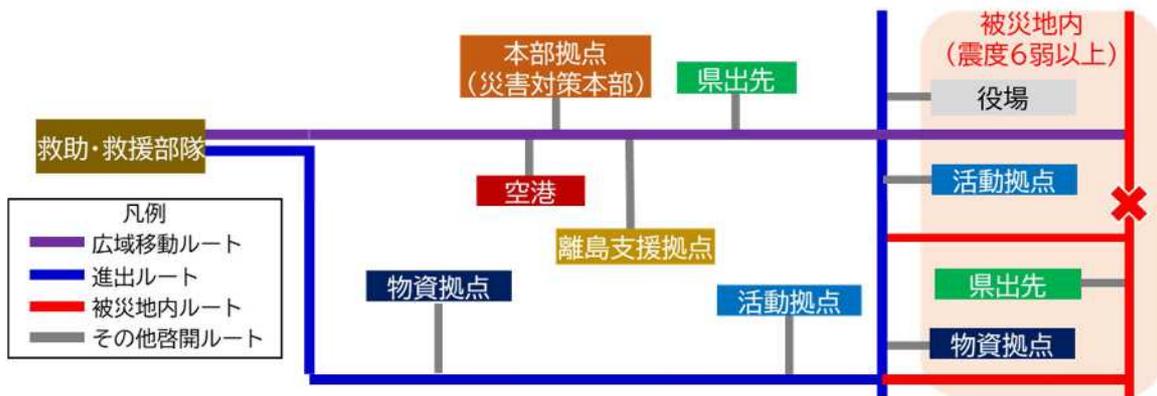
- ① 応援部隊等の広域的な移動のためのルート
- ② 本県の2つの半島や離島を有する県土特性を踏まえ、県外及び県内各地から幅広く支援を受けられるようルートを設定
- ③ 鹿児島湾内や離島の航路も活用した啓開ルートを設定

3) 被災地内ルート

- ① 甚大な地震・津波被害が予想される地域内のルート
- ② 震度6弱以上の地域内にある路線を基本とし、交差点やICなどの道路網も考慮の上必要な路線を選定

4) 代替ルート

- ① 被災地内ルートのうち、津波浸水により通行できない可能性が高い場合に設定するルート
- ② 災害発生時には、被害調査の結果、津波浸水により通行できない被災地内ルートがある場合に啓開を実施



1-4 道路啓開ルート of 被害想定項目

東日本大震災などの過去の災害を踏まえ、道路啓開ルートの被害想定項目を以下に示す。

■被害想定項目及び被害内容

被害想定項目	被害内容
①地震（揺れ）による橋梁被害	・ 地震により、橋梁が損傷し走行不能
②橋梁背面段差（揺れ）	・ 地震により、段差が生じ走行不能
③橋梁背面段差（液状化）	・ 液状化により、段差が生じ走行不能
④落石や自然法面の崩壊	・ 斜面崩壊により、土砂が路面上に堆積し走行不能
⑤盛土法面の崩落	・ 盛土崩壊により、走行不能
⑥建物倒壊によるがれき	・ 沿道建物の倒壊により、道路が閉塞し走行不能
⑦津波によるがれき	・ 津波により、家屋・雑木等が道路に堆積し走行不能
⑧立ち往生車両・放置車両	・ 立ち往生車両や放置車両により走行不能



地震（揺れ）による橋梁被害



橋梁背面段差（揺れ）



自然法面の崩落



建物倒壊によるがれき



盛土法面の崩壊

写真：道路構造物の被災状況のとりまとめ（国土交通省）

東日本大震災の記録 -国土交通省の災害対応-（国土交通省）

2 発災時における対応（行動マニュアル）

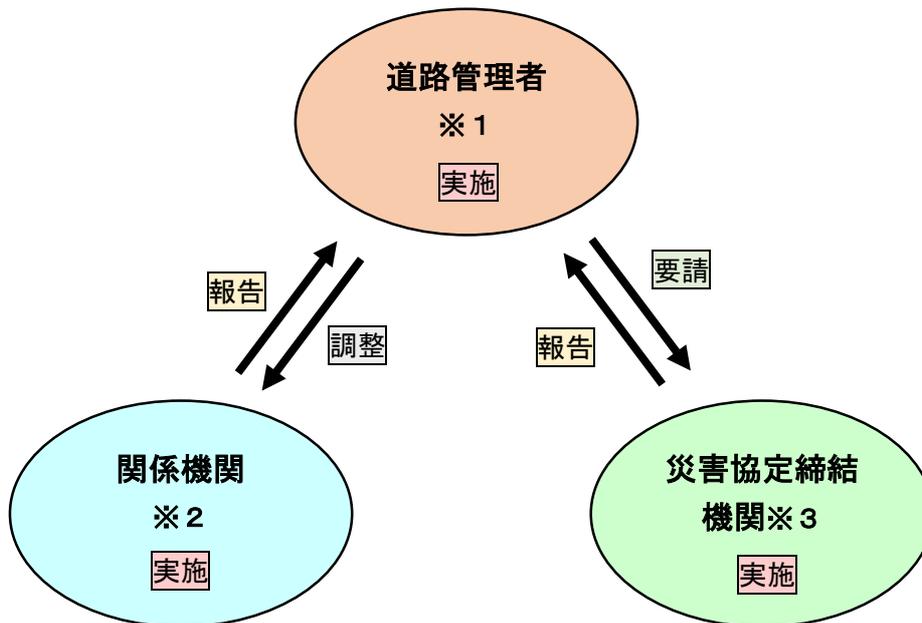
2-1 道路啓開詳細タイムライン

発災から道路啓開完了に至るまでの一連の行動計画（道路啓開詳細タイムライン）を巻末資料に示す。

本計画における行動計画は、地震発生直後から道路啓開完了までの行動手順を、「道路管理者（※1）」「関係機関（※2）」「災害協定締結機関（※3）」の立場から、各機関との対応事項を時系列で整理したものである。

■対応事項の整理イメージ

実施	自ら実施（確認・共有）すべき事項
要請	「道路管理者」から「関係機関、災害協定締結機関」に要請すべき事項
報告	自ら実施した事項等を報告すべき事項
調整	道路管理者関係機関と調整すべき事項



※1：県（道路維持課，支庁等），市町

※2：警察署 ※自衛隊との調整は，災害対策本部を通すなどして行う。

※3：建設業協会（舗装協会），測量設計業協会，電気事業者・通信事業者，レッカー団体

2-2 連絡体制の確立（第1フェーズ）

（1）目標時間

発災（※） ～ 発災から1時間

※震度6弱以上

（2）実施のポイント

- 発災後概ね1時間程度を目途として、実働に必要な人員の確保や、指揮命令系統の確立を目指す。
- 発災後、すみやかに道路啓開活動を実施するためには、道路啓開に携わる機関毎に、実働体制を確保することが重要である。

（3）関係機関

道路管理者（県（道路維持課，支庁，事務所），市町），警察署，建設業協会（舗装協会），測量設計業協会，電気事業者・通信事業者，レッカー団体

（4）対応事項

【道路管理者（道路維持課）】

① 対応班の構築（安否確認・参集）

実施1 職員の安否確認と安全の確保を行う。

実施2 参集可能な人員を確認後，速やかに災害対応班を構築し，道路被害状況の把握に向けた準備を行う。

■地震・津波発生時の参集・配備基準（P12）

■勤務時間外の大規模災害発生時の留意事項（P13）

② 対応体制の把握

実施1 支庁及び事務所から災害対応班の構築状況の報告を受ける。

③ 関係機関との通信手段の確保

実施1 情報連絡を行うための通信手段（通信機器）を確認する。

■通信手段（P14）

実施2 関係機関連絡先一覧表に基づき，陸上自衛隊などとの通信可否を確認する。

【道路管理者（支庁，事務所）】

① 対応班の構築（安否確認・参集）

実施1 職員の安否確認と安全の確保を行う。

実施2 参集可能な人員を確認後，速やかに災害対応班を構築し，道路被害状況の把握に向けた準備を行う。

■地震・津波発生時の参集・配備基準（P12）

■勤務時間外の大規模災害発生時の留意事項（P13）

② 対応体制の報告

報告1 道路維持課に災害対応班の構築状況を報告する。

③ 関係機関との通信手段の確保

実施1 情報連絡を行うための通信手段（通信機器）を確認する。

■通信手段（P14）

実施2 関係機関連絡先一覧表に基づき，市町，警察署，建設業協会（舗装協会），測量設計業協会，電気事業者・通信事業者，レッカー団体との通信可否を確認する。

【道路管理者（市町）】

① 対応班の構築（安否確認・参集）

実施1 職員の安否確認と安全の確保を行う。

実施2 参集可能な人員を確認後，速やかに災害対応班を構築し，道路被害状況の把握に向けた準備を行う。

② 関係機関との通信手段の確保

実施1 情報連絡を行うための通信手段（通信機器）を確認する。

■通信手段（P14）

実施2 関係機関連絡先一覧表に基づき，各道路管理者，警察署，建設業協会（舗装協会），測量設計業協会，電気事業者・通信事業者，レッカー団体との通信可否を確認する。

【警察署】

① 関係機関との通信手段の確保

実施1 情報連絡を行うための通信手段（通信機器）を確認する。

■通信手段（P14）

実施2 関係機関連絡先一覧表に基づき，各道路管理者との通信可否を確認する。

【建設業協会（舗装協会）】

① 関係機関との通信手段の確保

実施1 情報連絡を行うための通信手段（通信機器）を確認する。

■通信手段（P14）

実施2 関係機関連絡先一覧表に基づき、各道路管理者との通信可否を確認する。

【測量設計業協会】

① 関係機関との通信手段の確保

実施1 情報連絡を行うための通信手段（通信機器）を確認する。

■通信手段（P14）

実施2 関係機関連絡先一覧表に基づき、各道路管理者との通信可否を確認する。

【電気事業者・通信事業者】

① 関係機関との通信手段の確保

実施1 情報連絡を行うための通信手段（通信機器）を確認する。

■通信手段（P14）

実施2 関係機関連絡先一覧表に基づき、各道路管理者との通信可否を確認する。

【レッカー団体】

① 関係機関との通信手段の確保

実施1 情報連絡を行うための通信手段（通信機器）を確認する。

■通信手段（P14）

実施2 関係機関連絡先一覧表に基づき、各道路管理者との通信可否を確認する。

■地震・津波発生時の参集・配備基準

体制	基準	参集・配備基準		
		本庁	出先	
情報連絡体制	(1) 県内に震度4の地震が発生したとき (2) 県内に津波注意報が発表されたとき (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	(1) 危機管理防災局 …4人 (2) 別記1に掲げる課 …所属長が必要と認める人数	・ 地域連絡協議会の事務局職員 …2人	
災害警戒本部体制	(1) 県内に震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき (2) 県内に津波警報が発表されたとき (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	(1) 危機管理防災局 …8人以上 (2) 別記1に掲げる課 …2人以上	・ 地域連絡協議会長（以下「連協長」という。）があらかじめ指定した災害警戒要員	
災害対策本部体制	第1配備	(1) 地震・津波により比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めるとき (2) 県内に特別警報（大津波警報） (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	(1) 危機管理防災局 …8人以上 (2) 別記1・2に掲げる課 …運営要綱第9条に定める人数 (3) 本部長が別に定める課 …本部長が別に定める人数	・ 災害対策本部の支部長（以下「支部長」という。）があらかじめ指定した職員
	第2配備	地震・津波により相当の被害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき	(1) 危機管理防災局 …過半数 (2) 危機管理防災局以外の課 …運営要綱第9条に定める人数	・ 支部長があらかじめ指定した職員
	第3配備	(1) 県内に震度6弱以上の地震が発生したとき (2) 県内に震度5強以下の地震若しくは津波が発生し、全地域にわたり大きな災害が発生し又は発生するおそれのある場合で本部長が必要と認めるとき	(1) 危機管理防災局 …全員 (2) 危機管理防災局以外の課 …運営要綱第9条に定める人数	・ 全職員
	第4配備	(1) 県内に震度6強以上の地震が発生したとき (2) 県内に震度6弱以下の地震若しくは津波が発生し、全地域にわたり甚大な災害が発生し又は発生するおそれのある場合で本部長が必要と認めるとき	・ 全職員	※ 出先は第3配備まで （本庁が第4配備時は第3配備（全職員）で対応）

(別記1)	人事課，広報課，青少年男女共同参画課，総合政策課，PR観光課，文化振興課，環境林務課，森づくり推進課，保健医療福祉課，社会福祉課，商工政策課，漁港漁場課，農政課，農地保全課，監理課，道路維持課，河川課，砂防課，港湾空港課，建築課，会計課，管財課，教育庁総務福利課，学校施設課，県立病院局県立病院課，工業用水道部工業用水課
(別記2)	デジタル推進課，交通政策課，廃棄物・リサイクル対策課，自然保護課，環境保全課，健康増進課，障害福祉課，生活衛生課，薬務課，子ども政策課，子育て支援課，子ども福祉課，高齢者生き生き推進課，農地整備課，道路建設課，都市計画課

出典：「鹿児島県職員危機管理防災ハンドブック」（令和7年4月 鹿児島県）

■勤務時間外の大規模災害発生時の留意事項

(1) 安全の確保を第一に考える

まず、自分自身、家族、近隣住民等の安全確保を最優先に考え、行動してください。

(2) 初期消火や人命救助に努める

自分や周囲の安全確保を行った後は、近隣住民等とも協力し、初期消火・出火防止に努めるとともに、倒壊家屋からの被災者の救出活動等の人命救助に努めてください。

(3) 配備基準に沿って登庁

地震等が発生した場合には、テレビやラジオ等の情報に注意し、状況を確認してください。

このハンドブックに記載されている配備基準を確認して、登庁の必要を判断してください。

災害等発生時に参集する課は、県地域防災計画等により事前に定められています。

自分の所属する課が参集対象課に指定されているか、また、所属内で自分が参集対象者になっていないか、事前に確認しておきましょう。

危機管理防災対策部支援要員に指定されている職員は、大規模地震（震度6弱以上）の発生を認知した場合は、速やかに指定された場所に参集しましょう。（地震以外で参集を依頼される場合あり）

(4) 登庁には細心の注意を払う

建物の倒壊、道路の陥没、崖崩れ、橋梁の落下等に細心の注意を払いながら、速やかに登庁してください。

(5) 自分の職場に登庁できない場合は・・

大規模な災害等が発生した場合、全所属全職員が参集となります。

例えば道路等が寸断され、自分の職場に登庁できない場合は、近くの振興局や支庁等の出先機関に登庁しましょう。

登庁後は、自分の所属に連絡することを忘れないように。

(6) 登庁時の携行品を忘れずに

飲料水や食料の確保ができない場合や、庁舎に泊まり込む場合を想定し、登庁時には必要な物品を携行してください。

出典：「鹿児島県職員危機管理防災ハンドブック」（令和7年4月 鹿児島県）

■通信手段

通 信 手 段

- 一般電話回線
- 電子メール
- 県防災行政無線
- SNS
- FAX
- 衛星携帯電話
- インターネット
- アマチュア無線 など

2-3 道路被害状況調査の実施（第2フェーズ）

（1）目標時間

発災から1時間 ～ 発災から3時間

（2）実施のポイント

- 道路被害，ケーブル，電柱被害の情報収集は可能な限りすみやかに開始し，発災後概ね3時間程度を目途として，道路被害情報，ケーブル，電柱被害情報の収集を目指す。
- 道路被害状況，ケーブル，電柱被害の調査方法としては，道路パトロールカー，防災二輪車（バイク），消防・防災ヘリコプター，CCTV・広域監視カメラなどあらゆるものが考えられ，道路啓開ルートの道路被害，ケーブル，電柱被害情報を優先して収集する。
- 道路被害状況調査，ケーブル，電柱被害状況調査においては，緊急車両の通行可否について確認を行い，通行が困難な場合はその結果を記録，報告する。

（3）関係機関

道路管理者（県（道路維持課，支庁，事務所），市町），警察署，建設業協会（舗装協会），測量設計業協会，電気事業者・通信事業者

(4) 対応事項

【道路管理者（道路維持課）】

① 地震・津波情報の収集

実施 1 気象庁から発表される防災気象情報（地震・津波情報等）を収集し、被害地域を確認する。

② 道路被害状況，ケーブル，電柱被害状況の集約

実施 1 支庁，事務所から，道路被害状況調査（パトロール），ケーブル，電柱被害状況調査結果の報告を受ける。

報告 1 道路被害状況調査（パトロール），ケーブル，電柱被害状況調査結果をとりまとめ，危機管理防災局に報告する。

③ 道路被害状況，ケーブル，電柱被害状況の共有

実施 1 市町に被害状況を共有し，把握できていない被害状況を確認する。

実施 2 支庁，事務所，危機管理防災局に被害状況を共有し，「鹿児島県道路規制情報」により各道路管理者に国道・県道の通行規制区間を通知する。

④ 通行不能箇所の把握

実施 1 道路被害状況調査（パトロール），ケーブル，電柱被害状況調査結果や道路被害状況，ケーブル，電柱被害状況の共有結果から，通行不能箇所を把握する。

⑤ 孤立集落の報告

実施 1 孤立集落の発生情報を入手後，速やかに九州地方整備局へ電話・メールにて報告する。

【道路管理者（支庁，事務所）】

① 地震・津波情報の収集

実施 1 気象庁から発表される防災気象情報（地震・津波情報等）を収集し，被害地域を確認する。

② 道路被害状況調査（パトロール），ケーブル，電柱被害状況調査の開始

実施 1 管内の道路被害状況調査（パトロール），ケーブル，電柱被害状況調査を開始する。

■被害状況調査方法（P20）

■道路啓開調査フロー（P21）

■初動パトロールにおける点検項目（P21）

要請 1 建設業協会（舗装協会），測量設計業協会（災害協定締結機関）に，道路被害状況調査（パトロール）の実施を要請する。

要請 2 電気事業者・通信事業者（災害協定締結機関）に，ケーブル，電柱被害状況調査の実施を要請する。

③ 道路被害状況，ケーブル，電柱被害状況の収集・整理

実施 1 建設業協会（舗装協会），測量設計業協会（災害協定締結機関）から，道路被害状況調査結果（パトロール結果）の報告を受ける。

実施 2 電気事業者・通信事業者（災害協定締結機関）から，ケーブル，電柱被害状況調査結果の報告を受ける。

報告 1 道路被害状況調査結果（パトロール結果）をとりまとめ，道路維持課に報告する。

報告 2 ケーブル，電柱被害状況調査結果をとりまとめ，道路維持課に報告する。

④ 道路被害状況，ケーブル，電柱被害状況の共有

実施 1 市町，警察署に道路被害状況，ケーブル，電柱被害状況を共有し，把握できていない道路被害状況，ケーブル，電柱被害状況を確認する。

実施 2 道路維持課に道路被害状況，ケーブル，電柱被害状況を共有し，「鹿児島県道路規制情報」により各道路管理者に国道・県道の通行規制区間を通知する。

⑤ 通行不能箇所 の把握

実施 1 道路被害状況調査（パトロール）結果，ケーブル，電柱被害状況調査結果や道路被害状況，ケーブル，電柱被害状況の共有結果から，通行不能箇所を把握する。

⑥ 孤立集落の報告

報告 1 孤立集落の発生情報を入手後，速やかに道路維持課へ報告する。

【道路管理者（市町）】

① 地震・津波情報の収集

実施 1 気象庁から発表される防災気象情報（地震・津波情報等）を収集し、被害地域を確認する。

② 道路被害状況調査（パトロール）、ケーブル、電柱被害状況調査の開始

実施 1 管内の道路被害状況調査（パトロール）を開始する。

要請 1 建設業協会（舗装協会）、測量設計業協会（災害協定締結機関）に、道路被害状況調査（パトロール）の実施を要請する。

要請 2 電気事業者・通信事業者（災害協定締結機関）に、ケーブル、電柱被害状況調査の実施を要請する。

③ 道路被害状況、ケーブル、電柱被害状況の収集・整理

実施 1 建設業協会（舗装協会）、測量設計業協会（災害協定締結機関）から、道路被害状況調査結果（パトロール結果）の報告を受ける。

実施 2 電気事業者・通信事業者（災害協定締結機関）から、ケーブル、電柱被害状況調査結果の報告を受ける。

④ 道路被害状況、ケーブル、電柱被害状況の共有

実施 1 各道路管理者に道路被害状況、ケーブル、電柱被害状況を共有し、把握できていない道路被害状況、ケーブル、電柱被害状況を確認する。

実施 2 県に道路被害状況を共有し、「鹿児島県道路規制情報」により各道路管理者に国道・県道の通行規制区間を通知する。

⑤ 通行不能箇所の把握

実施 1 道路被害状況調査（パトロール）結果、ケーブル、電柱被害状況調査結果や道路被害状況、ケーブル、電柱被害状況の共有結果から、通行不能箇所を把握する。

⑥ 孤立集落の報告

報告 1 市町は、孤立集落の発生を覚知した場合、県に電話にて報告する。（報告内容：集落数、孤立世帯数・人数等）

【建設業協会（舗装協会）】

① 道路被害状況調査（パトロール）の開始

実施 1 災害協定に基づく道路管理者からの要請に基づき、道路被害状況調査（パトロール）を行う。

② 道路被害状況調査結果の報告

報告 1 道路被害状況調査結果（パトロール結果）をとりまとめ、道路管理者に報告する。

【測量設計業協会】

① 道路被害状況調査（パトロール）の開始

実施 1 災害協定に基づく道路管理者からの要請に基づき、道路被害状況調査（パトロール）を行う。

② 道路被害状況調査結果の報告

報告 1 道路被害状況調査結果（パトロール結果）をとりまとめ、道路管理者に報告する。

【電気事業者・通信事業者】

① ケーブル，電柱被害状況調査の開始

実施 1 道路被害，ケーブル，電柱被害の情報収集結果を受け，道路被害状況調査，ケーブル，電柱被害状況調査ならびに，緊急車両の通行可否について確認を行い，通行が困難な場合はその結果を記録，報告する。

② ケーブル，電柱被害状況調査結果の報告

報告 1 ケーブル，電柱被害状況調査結果をとりまとめ，道路管理者に報告する。

【警察署】

① 道路被害状況の共有

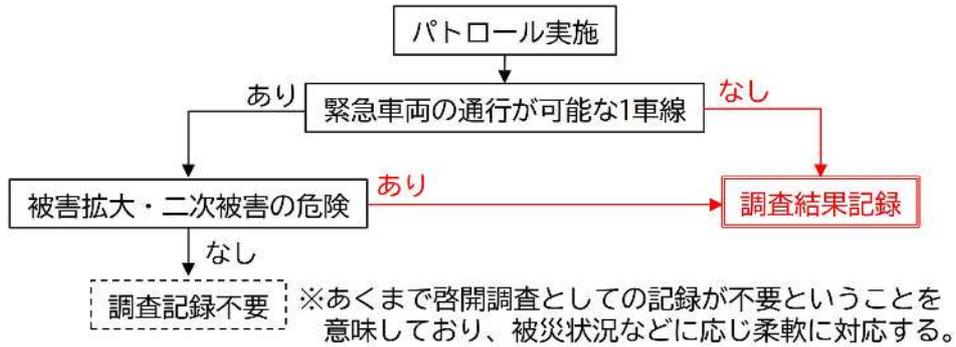
実施 1 各道路管理者と道路被害状況，ケーブル，電柱被害状況を共有し，把握できていない道路被害状況，ケーブル，電柱被害状況を確認する。

■被害状況調査方法

被害状況調査方法	特徴・留意点	活用ケース
道路パトロールカー  <p>写真：九州地方整備局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○機動性に優れ（時速 30 km程度）、広範囲に点検可能 ○近距離の写真撮影や被災規模判断可能 ▲道路が一定程度閉塞している箇所や段差が大きい場合、調査困難 ▲津波警報発表中には浸水想定区域や沿岸部の調査不可能 ▲燃料必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・メインの調査方法として活用
防災二輪車（バイク）  <p>写真：鹿児島市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○機動性に優れ（時速 30 km程度）、広範囲に点検可能 ○近距離の写真撮影や被災規模判断可能 ○一定程度の閉塞や段差等があっても、比較的調査可能 ○ウェアラブルカメラによるリアルタイム映像配信可能 ▲津波警報発表中には浸水想定区域や沿岸部の調査不可能 ▲燃料必要（自動車より燃費良好） 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が甚大と想定されるエリアにおいて活用
自転車  <p>写真：北陸地方整備局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○一定程度の閉塞や段差等があっても、比較的調査可能（時速 15 km程度） ○近距離の写真撮影や被災規模判断可能 ○ウェアラブルカメラによるリアルタイム映像配信可能 ○燃料不要（電動車の場合充電必要） ▲長距離の調査困難 ▲津波警報発表中には浸水想定区域や沿岸部の調査不可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・出発する拠点周辺近くの調査に活用
消防・防災ヘリコプター  <p>写真：鹿児島県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○高速性・機動性に優れ（時速 180 km程度）、迅速・広範囲に被災状況把握・被害情報収集可能 ○津波警報発表中にも調査可能 ▲近距離の写真撮影や被災規模判断困難 ▲燃料必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波浸水想定エリアや被害が甚大と想定されるエリアにおいて活用
UAV（ドローン）  <p>写真：九州地方整備局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○迅速・中範囲に被災状況把握・被害情報収集可能 ○津波警報発表中にも調査可能 ○国や自治体からの依頼であれば、災害時において飛行可能 ▲事前申請必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波浸水想定エリアや通行不能箇所での調査に活用
CCTV・広域監視カメラ  <p>写真：四国広域道路客開計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○迅速に被災状況把握可能 ○津波警報発表中にも調査可能 ▲被災状況把握は局所（固定観測位置における撮影範囲）に限られる ▲確認が必要な地点のカメラ（画像）抽出必要 ▲近距離の写真撮影や被災規模判断困難 ▲停電時は非常用電源 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期期の即時確認に活用
各種情報媒体、住民などの通報情報	<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況・被害情報を広範囲に収取可能 ▲情報の受入れ準備や環境構築必要 ▲被災規模判断困難 ▲情報の信ぴょう性に欠けるケースあり 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部等に来る情報を収集整理して活用

○：利点、▲：注意点

■道路被害状況調査フロー



■初動パトロールにおける点検項目

道路被害項目	点検項目
①地震（揺れ）による橋梁被害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 橋梁全体の損傷状況や伸縮部の開き・盛り上がり，段差の量 ・ 応急対応の難易度も含めた通行可否の判断
②橋梁背面段差（揺れ）	
③橋梁背面段差（液状化）	
④落石や自然法面の崩壊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 斜面崩壊や落石，路面決壊の状況 ・ 路面陥没や路体沈下，流出の状況 ・ 啓開作業の難易度
⑤盛土法面の崩落	
⑥建物倒壊によるがれき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幅や延長または範囲など規模感がイメージできる被災量（ダンプ台数など） ・ がれきの種類（家屋・電柱など） ・ 啓開作業の難易度
⑦津波によるがれき	
⑧立ち往生車両・放置車両	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台数や通行への影響 ・ 車種（小型・大型車の別）と放置位置，周辺での移動先の有無と距離
⑨その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路を閉塞する電柱や電線の状況（通電・断線状況） ・ その他被害や状態（火災・液状化・信号機不灯火など） ・ 周辺を含めた交通の状況（迂回路の有無など）

<注意事項>

- ・ 情報の量・精度・確度は，点検者に依存していることを踏まえたうえで情報を活用すること。
- ・ 一度に全ての情報を収集，把握することは困難なため，段階的に情報を積み上げていくこと。

2-4 道路啓開に向けた手続き（第3フェーズ）

（1）目標時間

発災から3時間 ～ 発災から6時間

（2）実施のポイント

- 発災後概ね6時間程度を目途として、道路啓開の必要性を判断し啓開ルートを決定することを目指す。
- 道路被害状況調査結果に基づき、被害状況に応じて災害対策基本法による区間指定・周知も併せて実施する。

（3）関係機関

道路管理者（県（道路維持課，支庁，事務所），市町），警察署

(4) 対応事項

【道路管理者（道路維持課）】

① 道路啓開の必要性判断

実施1 道路被害状況や通行不能箇所を踏まえ、道路啓開の必要性を判断する。必要性の判断にあたっては、支庁等と協議を行う。

■ 災害対策基本法に基づく車両等の移動の流れ (P26)

■ 調査結果の整理～道路啓開の必要性判断のフロー (P26)

② 道路啓開ルートの決定

実施1 「鹿児島県道路啓開計画」に示している道路啓開ルートを基本として、道路啓開の実施が必要な路線や区間・区域を決定する。路線や区間・区域の決定にあたっては、支庁等と協議を行う。

■ 迂回ルート決定までのフロー (P27)

啓開ルートの優先順位（目安）

優先1. 広域移動ルート

優先2. 進出ルート

優先3. 被災地内ルート

③ 災対法による区間指定・迂回路設定・通知・周知

実施1 支庁等と協議を行い、災対法による区間指定を行う。また、通行不能箇所に対する迂回路を設定し、「鹿児島県道路規制情報」により各道路管理者に国道・県道の迂回路を通知する。

実施2 県公安委員会に災対法による区間指定を通知する。

実施3 危機管理防災局に災対法による区間指定及び迂回路の設定状況を通知し、道路利用者や住民等に周知する。（ホームページや記者発表等）

■ 災害対策基本法に基づく車両等の移動の流れ (P26)

■ ラジオやホームページによる周知（文例案）(P27)

■ 立て看板による周知（作成例）(P28)

■ 道路利用者への周知内容・手段 (P28)

【道路管理者（支庁等）】

① 道路啓開の必要性判断

実施1 道路被害状況や迂回路の設定状況を踏まえ、道路啓開の必要性を判断する。必要性の判断にあたっては、道路維持課と協議を行う。

■ 災害対策基本法に基づく車両等の移動の流れ（P26）

■ 調査結果の整理～道路啓開の必要性判断のフロー（P26）

② 道路啓開ルートの決定

実施1 「鹿児島県道路啓開計画」に示している道路啓開ルートを基本として、道路啓開の実施が必要な路線や区間・区域を決定する。路線や区間・区域の決定にあたっては、道路維持課と協議を行う。

■ 迂回ルート決定までのフロー（P27）

啓開ルートの優先順位（目安）

優先1. 広域移動ルート

優先2. 進出ルート

優先3. 被災地内ルート

③ 災対法による区間指定・迂回路設定・通知・周知

実施1 道路維持課と協議を行い、災対法による区間指定を行う。また、通行不能箇所に対する迂回路を設定し、「鹿児島県道路規制情報」により各道路管理者に国道・県道の迂回路を通知する。

実施2 道路利用者や住民等に災対法による区間指定及び迂回路の設定状況を周知する。
（現場での移動命令・看板設置等）

■ 災害対策基本法に基づく車両等の移動の流れ（P26）

■ ラジオやホームページによる周知（文例案）（P27）

■ 立て看板による周知（作成例）（P28）

■ 道路利用者への周知内容・手段（P28）

【道路管理者（市町）】

① 道路啓開の必要性判断

実施1 道路被害状況や迂回路の設定状況を踏まえ、道路啓開の必要性を判断する。

② 道路啓開ルート決定

実施1 「鹿児島県道路啓開計画」に示している道路啓開ルートを基本として、道路啓開の実施が必要な路線や区間・区域を決定する。

啓開ルートの優先順位（目安）

優先1. 広域移動ルート

優先2. 進出ルート

優先3. 被災地内ルート

③ 災対法による区間指定・迂回路設定・通知・周知

実施1 災対法による区間指定を行う。また、通行不能箇所に対する迂回路を設定し、「鹿児島県道路規制情報」により各道路管理者に国道・県道の迂回路を通知する。

実施2 県公安委員会に災対法による区間指定を通知する。（場合によっては手続きに時間を要し目標時間を超過する可能性がある。）

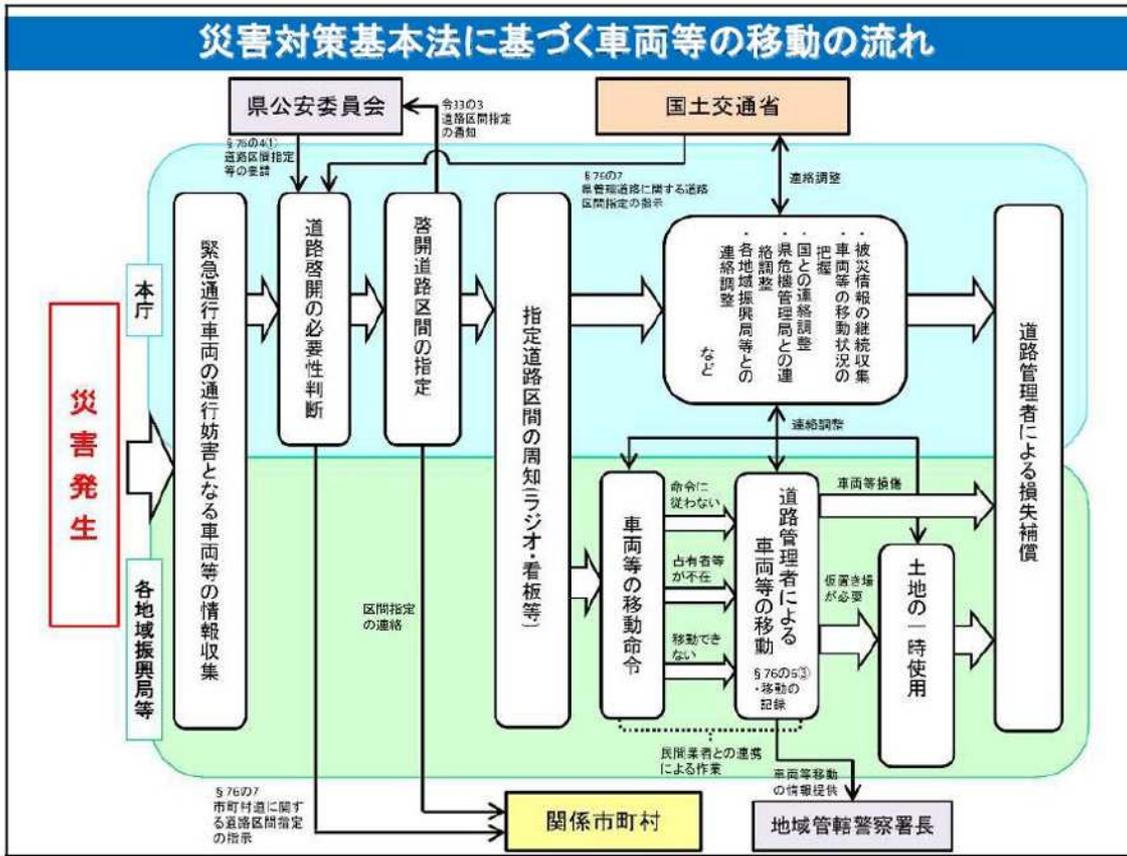
実施3 道路利用者や住民等に災対法による区間指定及び迂回路の設定状況を周知する。（現場での移動命令・看板設置等）

【警察署】

① 関係機関との情報共有

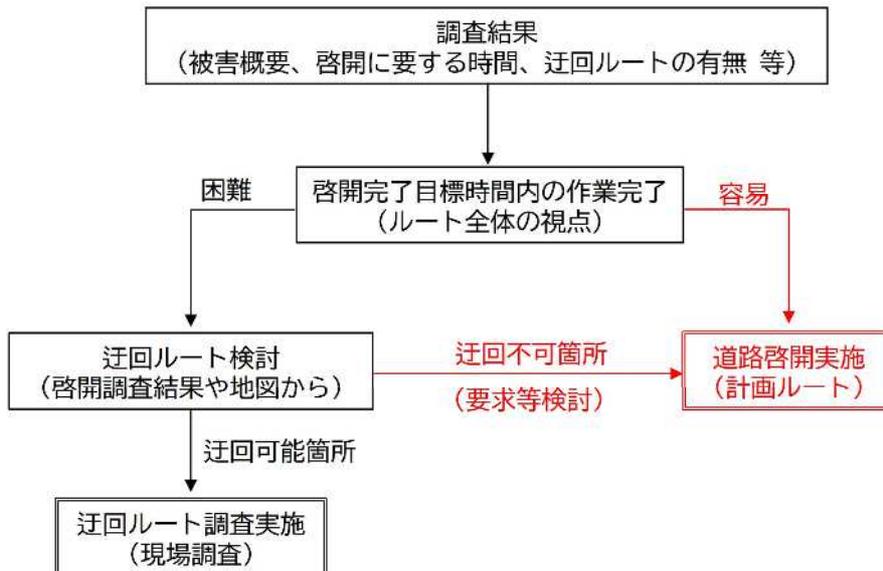
実施1 管内の路線に関する通行の可否の情報を集約し、県警本部へ連絡するとともに、関係機関との情報共有を図る。

■災害対策基本法に基づく車両等の移動の流れ

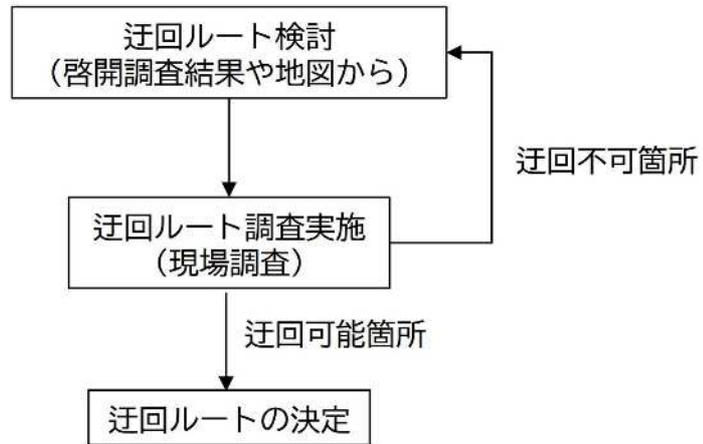


※災害対策基本法に基づく車両等の移動に関する運用の手引き（令和5年12月 鹿児島県土木部）

■調査結果の整理～道路啓開の必要性判断のフロー



■迂回ルート決定までのフロー



2-5 啓開体制の確立（第4フェーズ）

（1）目標時間

発災から6時間 ～ 発災から12時間

（2）実施のポイント

- 発災後概ね12時間程度を目途として、災害対策基本法により区間指定したルートへの啓開に向け、人員、資機材等や燃料供給状況を把握し啓開体制を構築するとともに、啓開方針を決定することを目指す。

（3）関係機関

道路管理者（県（道路維持課，支庁，事務所），市町），建設業協会（舗装協会），電気事業者・通信事業者，レッカー団体

（4）対応事項

【道路管理者（道路維持課）】

① 出動体制構築の協力要請

要請1 陸上自衛隊に、災対法により区間指定したルートの出動体制構築を要請する。

② 啓開体制の構築・把握（人員・資機材等）

実施1 支庁等の啓開体制（人員・資機材等）について確認する。

実施2 甚大な被害地域への応援の必要性を確認し、必要に応じて災害対策本部や軽微な被害地域の支庁，事務所に応援要請が可能か確認を行う。

③ 燃料供給が可能な拠点の把握・情報提供

実施1 燃料供給拠点（給油所等）の地震被害による燃料供給可否について防災部局を通じて確認し、支庁等及び陸上自衛隊に燃料供給が可能な拠点（給油所等）の情報を提供する。

④ 啓開方針の決定

実施1 各地域の被害状況や啓開体制を踏まえ、支庁等と啓開方針（区間の優先順位，班の割り当て等）について協議を行い、啓開方針を決定する。

【道路管理者（支庁等）】

① 出動体制構築の協力要請

要請 1 災害協定締結機関に、災対法により区間指定したルートの出動体制構築を要請する。

② 啓開体制の構築・把握（人員・資機材等）

報告 1 災害協定締結機関の出動体制について報告を受け、管内の啓開体制（人員・資機材等）を把握するとともに、道路維持課に報告する。

実施 1 道路啓開の実施に際して、管内の災害協定締結機関にて、必要な人員や資機材等の確保が困難な場合は、道路維持課に応援要請を行う。

実施 2 軽微な被害地域であり、甚大な被害地域への応援が可能な地域は、応援体制を整える。

③ 燃料供給が可能な拠点の把握・情報提供

実施 1 燃料供給拠点（給油所等）の地震被害による燃料供給可否について防災部局・道路維持課を通じて確認し、災害協定締結機関に燃料供給が可能な拠点（給油所等）の情報を提供する。

③ 啓開方針の決定

実施 1 管内の被害状況や啓開体制を踏まえ、道路維持課と啓開方針（区間の優先順位、班の割り当て等）について協議を行い、啓開方針を決定する。

【道路管理者（市町）】

① 出動体制構築の協力要請

要請 1 災害協定締結機関に、災対法により区間指定したルートの出動体制構築を要請する。

② 啓開体制の構築・把握（人員・資機材等）

実施 1 災害協定締結機関及び陸上自衛隊の出動体制について報告を受け、管内の啓開体制（人員・資機材等）を把握する。

実施 2 道路啓開の実施に際して、管内の災害協定締結機関にて、必要な人員や資機材等の確保が困難な場合は、応援要請を行う。

実施 3 軽微な被害地域であり、甚大な被害地域への応援が可能な地域は、応援体制を整える。

③ 燃料供給が可能な拠点の把握・情報提供

実施 1 燃料供給拠点（給油所等）の地震被害による燃料供給可否について防災部局を通じて確認し、災害協定締結機関及び陸上自衛隊に燃料供給が可能な拠点（給油所等）の情報を提供する。

④ 啓開方針の決定

実施 1 管内の被害状況や啓開体制を踏まえ、啓開方針（区間の優先順位、班の割り当て等）を決定する。

【建設業協会（舗装協会）】

① 出動体制の構築

実施 1 災害協定に基づく道路管理者からの要請に基づき、災対法により区間指定されたルートへの出動体制（人員・資機材）を構築する。

② 出動体制の報告

報告 1 出動体制（人員・体制）について、道路管理者に報告する。

③ 燃料供給が可能な拠点の把握

実施 1 道路管理者から燃料供給が可能な拠点（給油所等）の情報を確認する。

【電気事業者・通信事業者】

① 出動体制の構築

実施 1 災害協定に基づく道路管理者からの要請に基づき、災対法により区間指定されたルートへの出動体制（人員・資機材）を構築する。

② 出動体制の報告

報告 1 出動体制（人員・体制）について、道路管理者に報告する。

③ 燃料供給が可能な拠点の把握

実施 1 道路管理者から燃料供給が可能な拠点（給油所等）の情報を確認する。

【レッカー団体】

① 出動体制の構築

実施 1 災害協定に基づく道路管理者からの要請に基づき、災対法により区間指定されたルートへの出動体制（人員・資機材）を構築する。

② 出動体制の報告

報告 1 出動体制（人員・体制）について、道路管理者に報告する。

③ 燃料供給が可能な拠点の把握

実施 1 道路管理者から燃料供給が可能な拠点（給油所等）の情報を確認する。

2-6 啓開作業の実施（第5フェーズ）

①発災から 24 時間

（1）目標時間

発災から 12 時間 ～ 発災から 24 時間

（2）実施のポイント

- 発災後概ね24時間程度を目途として、広域移動ルート及び進出ルートの道路啓開を完了することを目指す。

（3）関係機関

道路管理者（県（道路維持課，支庁，事務所），市町），警察署，建設業協会（舗装協会），電気事業者・通信事業者，レッカー団体

（4）対応事項

【道路管理者（道路維持課）】

① 啓開作業開始の共有（協議会，整備局，庁内）

実施 1 協議会，九州地方整備局，庁内に，災対法により区間指定されたルートの啓開作業開始を共有する。

② 啓開作業の進捗管理

実施 1 支庁等に，啓開作業の進捗状況を確認する。

③ 啓開作業進捗の共有（協議会，整備局，庁内）

実施 1 各地域振興局・支庁や九州地整，市町，県警本部に道路啓開の進捗状況を情報共有するとともに，他道路管理者の啓開作業進捗を確認する。

【道路管理者（支庁等）】

① 広域移動ルート及び進出ルートの啓開作業開始の協力要請

要請 1 災害協定締結機関に、災対法により区間指定されたルートの啓開作業開始を要請する。《優先順位》1 広域移動ルート, 2 進出ルート

② 啓開作業進捗の管理

実施 1 災害協定締結機関に、啓開作業の進捗状況を確認する。

③ 啓開作業進捗の共有

実施 1 警察署と道路啓開の進捗状況を共有するとともに、各道路管理者の啓開作業進捗を確認する。

【道路管理者（市町）】

① 広域移動ルート及び進出ルートの啓開作業開始の協力要請

要請 1 災害協定締結機関に、災対法により区間指定されたルートの啓開作業開始を要請する。《優先順位》1 広域移動ルート, 2 進出ルート

② 啓開作業進捗の管理

実施 1 災害協定締結機関に、啓開作業の進捗状況を確認する。

③ 啓開作業進捗の共有

実施 1 警察署と道路啓開の進捗状況を共有するとともに、各道路管理者の啓開作業進捗を確認する。

【建設業協会（舗装協会）】

① 啓開作業の実施

実施 1 災害協定に基づく道路管理者からの要請に基づき、災対法により区間指定されたルートの啓開作業を行う。

② 啓開作業の進捗報告

報告 1 啓開作業の進捗状況を道路管理者に報告する。

【電気事業者・通信事業者】

① ケーブルの撤去、電柱の移動

実施 1 災害協定に基づく道路管理者からの要請に基づき、ケーブルの撤去、電柱の移動を行う。

② 通電・通信の有無確認と処理

報告 1 通電・通信の有無確認と処理を行い道路管理者に報告する。

【レッカー団体】

① 放置車両の移動

実施 1 災害協定に基づく道路管理者からの要請に基づき、放置車両の移動を行う。

② 放置車両の移動の進捗報告

報告 1 放置車両の移動の進捗状況を道路管理者に報告する。

【警察署】

① 啓開作業進捗の共有

実施 1 道路管理者と道路啓開の進捗状況を共有する。

②発災から 72 時間

(1) 目標時間

発災から 12 時間 ～ 発災から 72 時間

(2) 実施のポイント

- 発災後概ね72時間程度を目途として、被災地内ルートの道路啓開を完了することを目指す。

(3) 関係機関

道路管理者（県（道路維持課，支庁，事務所），市町），警察署，建設業協会（舗装協会），電気事業者・通信事業者，レッカー団体

(4) 対応事項

【道路管理者（道路維持課）】

① 啓開作業開始の共有（協議会，整備局，庁内）

実施 1 協議会，九州地方整備局，庁内に，災対法により区間指定されたルートの啓開作業開始を共有する。

② 啓開作業の進捗管理

実施 1 支庁等に，啓開作業の進捗状況を確認する。

③ 啓開作業進捗の共有（協議会，整備局，庁内）

実施 1 各地域振興局・支庁や九州地整，市町，県警本部に道路啓開の進捗状況を情報共有するとともに，他道路管理者の啓開作業進捗を確認する。

【道路管理者（支庁等）】

① 被災地内ルートでの啓開作業開始の協力要請

要請 1 災害協定締結機関に、災対法により区間指定されたルートでの啓開作業開始を要請する。

② 啓開作業進捗の管理

実施 1 災害協定締結機関に、啓開作業の進捗状況を確認する。

③ 啓開作業進捗の共有

実施 1 警察署と道路啓開の進捗状況を共有するとともに、各道路管理者の啓開作業進捗を確認する。

【道路管理者（市町）】

① 被災地内ルートでの啓開作業開始の協力要請

要請 1 災害協定締結機関に、災対法により区間指定されたルートでの啓開作業開始を要請する。

② 啓開作業進捗の管理

実施 1 災害協定締結機関に、啓開作業の進捗状況を確認する。

③ 啓開作業進捗の共有

実施 1 警察署と道路啓開の進捗状況を共有するとともに、各道路管理者の啓開作業進捗を確認する。

【建設業協会（舗装協会）】

① 啓開作業の実施

実施 1 災害協定に基づく道路管理者からの要請に基づき、災対法により区間指定されたルートでの啓開作業を行う。

② 啓開作業の進捗報告

報告 1 啓開作業の進捗状況を道路管理者に報告する。

【電気事業者・通信事業者】

① ケーブルの撤去、電柱の移動、通電・通信の有無確認と処理

実施 1 災害協定に基づく道路管理者からの要請に基づき、ケーブルの撤去、電柱の移動、通電・通信の有無確認と処理を行う。

【レッカー団体】

① 放置車両の移動

実施 1 災害協定に基づく道路管理者からの要請に基づき、放置車両の移動を行う。

② 放置車両の移動の進捗報告

報告 1 放置車両の移動の進捗状況を道路管理者に報告する。

【警察署】

① 啓開作業進捗の共有

実施 1 道路管理者と道路啓開の進捗状況を共有する。

2-7 啓開作業における基本事項（被害想定項目別）

（1）橋梁被害，橋梁背面段差

① 実施のポイント

- 土のうやセーフティーコーン等の設置により，応急対応レベルで処置を行う。

② 関係機関

建設業協会（舗装協会）

③ 対応事項

【建設業協会（舗装協会）】

- | | |
|------------|---|
| 実施1 | 応急対応レベルによる処置を基本として，砕石や土のうなどを用いた段差の擦りつけによる補修を行う。（段差解消） |
| 実施2 | 段差解消時の処理勾配は10%未満を基本とするが，現場状況に応じ適宜判断する。 |
| 実施3 | 段差解消の注意喚起として，可能な限りセーフティーコーンや立て看板の設置による対応を行う。 |

（2）落石や自然法面・盛土法面の崩落

① 実施のポイント

- 落石や土砂の除去，土のう等の設置により，道路機能の回復を図る。

② 関係機関

建設業協会（舗装協会）

③ 対応事項

【建設業協会（舗装協会）】

- | | |
|------------|--|
| 実施1 | 道路上に落下・堆積している崩土や落石を，バックホウ等の重機を用いて除去する。 |
| 実施2 | 大型土のうを設置するなど，二次災害の防止を図る。 |
| 実施3 | 応急対応レベルによる処置を基本として，砕石や土のう等を用いた段差の擦りつけによる補修を行う。（段差解消） |
| 実施4 | 段差解消の注意喚起として，可能な限りセーフティーコーンや立て看板の設置による対応を行う。 |

(3) 建物倒壊や津波によるがれき

① 実施のポイント

- 道路上のがれき等を除去するとともに、段差等に簡易な対策(土のう、鉄板の設置等)を実施し、緊急車両が通行可能な道路機能の回復を図る。

② 関係機関

建設業協会（舗装協会）

③ 対応事項

【建設業協会（舗装協会）】

実施1 路上に堆積した倒壊建物等のがれきを、バックホウ等の重機により除去する※1。

実施2 倒壊建物の規模が大きい場合などは、ブレイカー・コンクリート破壊機等のがれきを取り壊したうえで、ダンプトラック等を用いて道路脇に寄せておく。

- ※1 あらかじめ当該工作物所有者の同意を得るとともに、損失の補償を行わないことにつき了解を得るよう努める。ただし、所有者等の所在が不明であり、あらかじめ同意を得ることが困難である場合は、その限りではない。また、本来の敷地からはみ出して道路に倒壊、流出しているものはがれきとみなして処理する。

(4) 電柱の倒壊

① 実施のポイント

- 電気事業者・通信事業者に通電・通信の有無確認と処理（ケーブル撤去，電柱移動）を要請し，啓開作業を進める。

② 関係機関

道路管理者（県（道路維持課，支庁，事務所），市町），建設業協会（舗装協会），測量設計業協会，電気事業者・通信事業者

③ 対応事項

【建設業協会（舗装協会），測量設計業協会】

報告 1 電柱の倒壊により道路が閉塞している場合，道路管理者に報告する。（電気事業者・通信事業者への要請）

【道路管理者（県（道路維持課，支庁等），市町）】

要請 1 建設業協会（舗装協会），測量設計業協会からの報告を踏まえ，電気事業者・通信事業者に通電・通信の有無確認と処理を要請する。

【電気事業者・通信事業者】

実施 1 道路管理者の要請を受けて，通電・通信の有無を確認し，ケーブルの撤去および電柱の移動を行う。

報告 1 ケーブルの撤去および電柱の移動が完了したら，道路管理者へ報告する。



出典：無電柱化の推進 災害時の救援活動を妨げる電柱（国土交通省HP）

(5) 立ち往生車両・放置車両

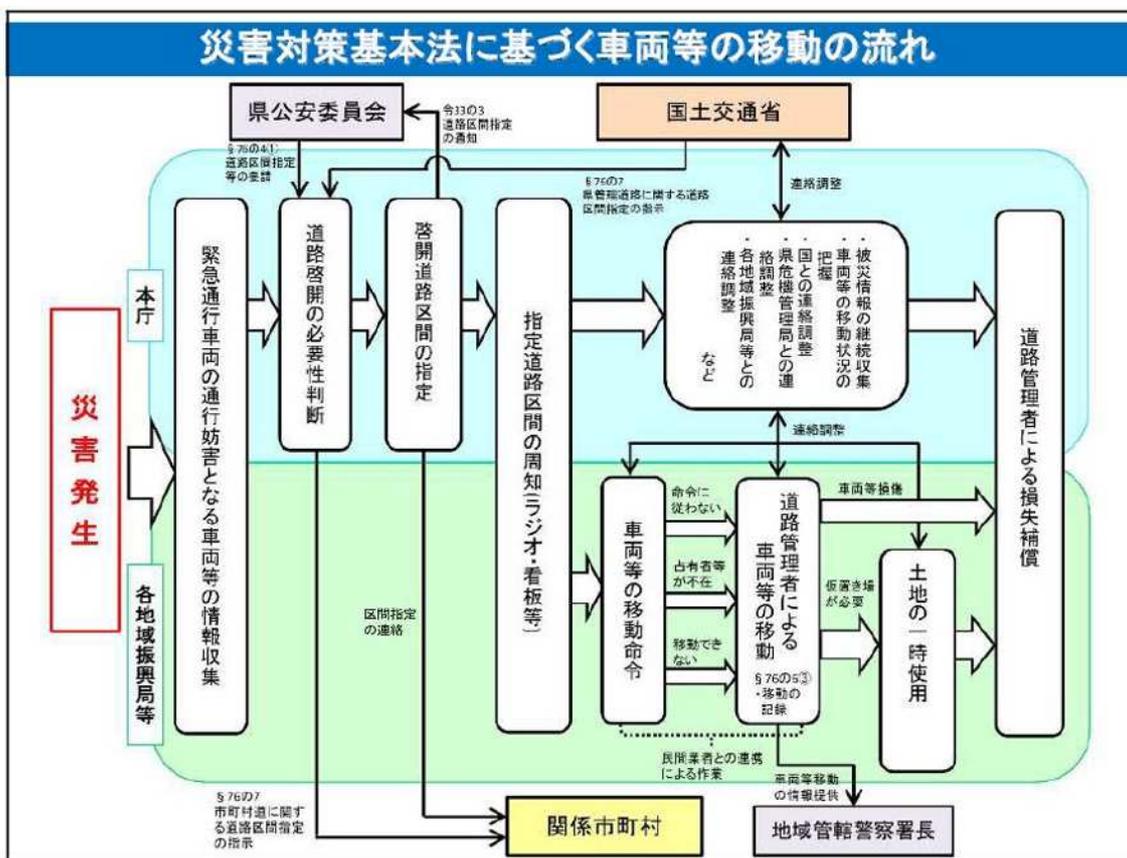
① 実施のポイント

- 車両所有者に道路外への移動を命じ、移動困難の場合は移動を行う。
- 管轄警察署長に当該措置記録情報を提供する。

② 関係機関

道路管理者（県（道路維持課，支庁等），市町），建設業協会（舗装協会），レッカー一団体

■災害対策基本法に基づく車両等の移動の流れ



※災害対策基本法に基づく車両等の移動に関する運用の手引き（令和5年12月 鹿児島県土木部）

③ 対応事項

【支庁等】

- | | |
|-------------|--|
| 実施 1 | 区間の指定に基づき、区間内の車両の所有者等に対し、付近の道路外への移動を命じる※ ¹ 。 |
| 実施 2 | 所有者による移動が困難な場合は、車両の移動を行う※ ² 。 |
| 実施 3 | 車両の移動等を行った場合は、当該地域を管轄する警察署長に対して、適切に当該措置を記録した情報※ ³ の提供を行う。 |

※1 区間内に在る者に対する移動命令例（第5号様式）

※2 車両の移動についての通知および提示例（第6号様式，第7号様式）

※3 車両の移動について記録票例（第8号様式，第12号様式）

【建設業協会（舗装協会）】

- | | |
|-------------|---|
| 実施 1 | 道路管理者からの委託に基づき、車両の移動を行う※ ¹ 。 |
| 報告 1 | 車両の移動が困難な場合、道路管理者に報告する。（レッカー団体への要請） |

※1 協定に基づく受託証明書例（第11-1号様式）

【道路管理者（県（道路維持課，支庁等），市町）】

- | | |
|-------------|---|
| 要請 1 | 建設業協会（舗装協会）からの報告を踏まえ、レッカー団体に放置車両の移動を要請する。 |
|-------------|---|

【レッカー団体】

- | | |
|-------------|---|
| 実施 1 | 道路管理者からの委託に基づき、車両の移動を行う※ ¹ 。 |
|-------------|---|

※1 協定に基づく受託証明書例（第11-2号様式，第11-3号様式）



出典：「くしの歯作戦」による国道啓開作業状況（東北地方整備局）

国道45号での車両移動作業状況（多賀城市市街地）

■道路啓開訓練の様子



県建設業協会と陸上自衛隊が
連携した土砂・倒木撤去



レッカー車による放置車両の排除

写真 鹿児島県総合防災訓練における道路啓開訓練

2-8 不測の事態が発生した場合の対応事項

(1) 負傷者を発見した場合

① 実施のポイント

- 道路啓開作業中に負傷者を発見した場合、作業を中断，措置・対応を行う。
措置・対応状況を確認し啓開作業を進める。
- 救助活動への協力を要請されたときは救助活動を行う。

② 関係機関

建設業協会（舗装協会），警察署

③ 対応事項

【建設業協会（舗装協会）】

実施1	啓開作業中に，負傷者を発見した場合，啓開作業を中断する。
実施2	発見後直ちに警察・陸上自衛隊等に措置・対応を依頼する※ ¹ 。
実施3	処理・対応状況を確認し，啓開作業を再開する。
実施4	警察・陸上自衛隊等から協力を要請されたときは指示に従い，救助活動を行う。

※1 適正な役割分担として啓開作業者は，負傷者の措置・対応が確保されているときは，啓開作業の進捗を図るため，作業を継続して進める。



出典：岩手県野田村

(2) 危険物を発見した場合

① 実施のポイント

- 道路啓開作業中に発見した危険物※1について、除去・保安の依頼を行い、処理状況を確認し啓開作業を進める。

② 連絡体制

建設業協会（舗装協会）、警察署

③ 対応事項

【建設業協会（舗装協会）】

要請 1 啓開作業中に、危険物※1を発見した場合、警察・陸上自衛隊等に除去・保安を依頼する。

実施 1 処理状況を確認し、啓開作業を進める※2（避けて進んでいく）。

※1 危険物について、「災害廃棄物対策指針（改訂版）（環境省）」では、次のとおり対象とする製品と注意事項が挙げられている。

※2 安全が確保できない又は確認できないときは、作業者と周囲の安全を第一に考え、危険物に近寄らない。

参考文献：「災害廃棄物対策指針（改訂版）」（平成30年3月 環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）
「災害廃棄物対策指針 資料編」（令和5年1月20日改定 環境省）

■対象とする有害・危険製品 「災害廃棄物対策指針 資料編（環境省）」

区 分	有 害 ・ 危 険 製 品
有害性物質を含むもの	廃農薬、殺虫剤、その他薬品（家庭薬品ではないもの）
	塗料、ペンキ
	廃電池類 密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池（ニカド電池）、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、ボタン電池、カーバッテリー
	廃蛍光灯
危険性があるもの	灯油、ガソリン、エンジンオイル、有機溶剤（シンナー等）、ガスボンベ、カセットボンベ・スプレー缶、消火器
感染性廃棄物（家庭）	使用済み注射器針、使い捨て注射器等

■有害・危険製品注意事項 「災害廃棄物対策指針 資料編（環境省）」

区 分	注 意 事 項
農業	<ul style="list-style-type: none"> ・容器の移し替え、中身の取り出しをせず、許可のある産業廃棄物業者または回収を行っている市町村以外には廃棄しない。 ・毒物または劇物の場合は、毒物及び劇物取締法により、保管・運搬を含め事業者登録が必要となり、廃棄方法も品目ごとに定められている。 ・指定品目を一定以上含むものや、強酸・強アルカリに類するものは特別管理産業廃棄物に区分されることがある。
塗料、ペンキ	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の場合は、許可のある産業廃棄物処理業者に処理を委託する。 ・一般廃棄物の場合は、少量なので中身を新聞等に取り出し固化させてから可燃ごみとして処理し、容器は金属ごみまたはプラスチックごみとして処理する。 ・エアゾール容器は、穴を開けずに中身を抜いてから容器を金属ごみまたはプラスチックごみとして処理する。
廃電池類	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場で分別保管し、平常時の回収ルートにのせる。 ・水銀を含むボタン電池等は、容器を指定して保管し回収ルートが確立するまで保管する。 ・リチウム電池は発火の恐れがあるので取扱いに注意を要する。
廃蛍光灯	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場で分別保管し、平常時の回収ルートにのせる。 ・破損しないようドラム缶等で保管する。
高圧ガスボンベ	<ul style="list-style-type: none"> ・流失ボンベは不用意に扱わず、関係団体に連絡する。 ・所有者が分かる場合は所有者に返還し、不明の場合は仮置場で一時保管する。
カセットボンベ・スプレー缶	<ul style="list-style-type: none"> ・内部にガスが残存しているものは、メーカーの注意書きに従うなど安全な場所及び方法でガス抜き作業を行う。 ・完全にガスを出し切ったものは金属くずとしてリサイクルに回す。（穴を開けなくてもよい。）
消火器	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場で分別保管し、日本消火器工業会のリサイクルシステムルートに処理を委託する。 ・特定窓口、指定取引場所の照会⇒(株)消火器リサイクル推進センター（http://www.ferpe.jp/recycle/index.html）

(3) 有価物を発見した場合

① 実施のポイント

- 道路啓開作業中に発見した有価物※1について、立ち会い・回収の要請及び記録を行い、啓開作業を進める。

② 関係機関

建設業協会（舗装協会）、警察署、自治体

③ 対応事項

【建設業協会（舗装協会）】

要請 1 啓開作業中に、有価物※1を発見した場合、警察又は自治体の立ち会い・回収を要請する。

実施 1 状態を保持もしくは追って確認できるように記録（写真撮影）した上で、啓開作業を進める（避けて進んでいく）。



出典：岩手県建設業協会（左）・宮城県仙台市（右）

※1 有価物とは

- ・廃棄物処理法及び昭和52年環計第37号厚生省環境衛生局水道環境部計画課長通（総合判断説）により廃棄物の定義はなされているが、具体的な例示はなされていない。
- ・東日本大震災では、「貴重品※2」と「思い出の品※2」以外は災害廃棄物としてリサイクル処理されている。

※2 「貴重品」・「思い出の品」について、「災害廃棄物対策指針（改訂版）（環境省）」では、次のとおり実施事項が記述されている。

- ・所有者等が不明な貴重品（株券、金券、商品券、古銭、貴金属等）は、速やかに警察に届ける。
- ・所有者の個人にとって価値があると認められるもの（思い出の品）については、廃棄に回さず、自治体等で保管し、可能な限り所有者に引渡す。
- ・回収対象として、位牌、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、写真、財布、通帳、手帳、ハンコ、貴金属類、PC・タブレット、HDD、携帯電話・スマートフォン、ビデオカメラ、デジタルカメラ等が想定される。
- ・個人情報も含まれるため、保管・管理には配慮が必要となる。

参考文献：「東日本大震災等の経験に基づく災害廃棄物処理の技術的事項に関する報告書」

(平成 29 年 3 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)

「災害廃棄物処理指針」(平成 23 年 5 月 宮城県環境衛生部)

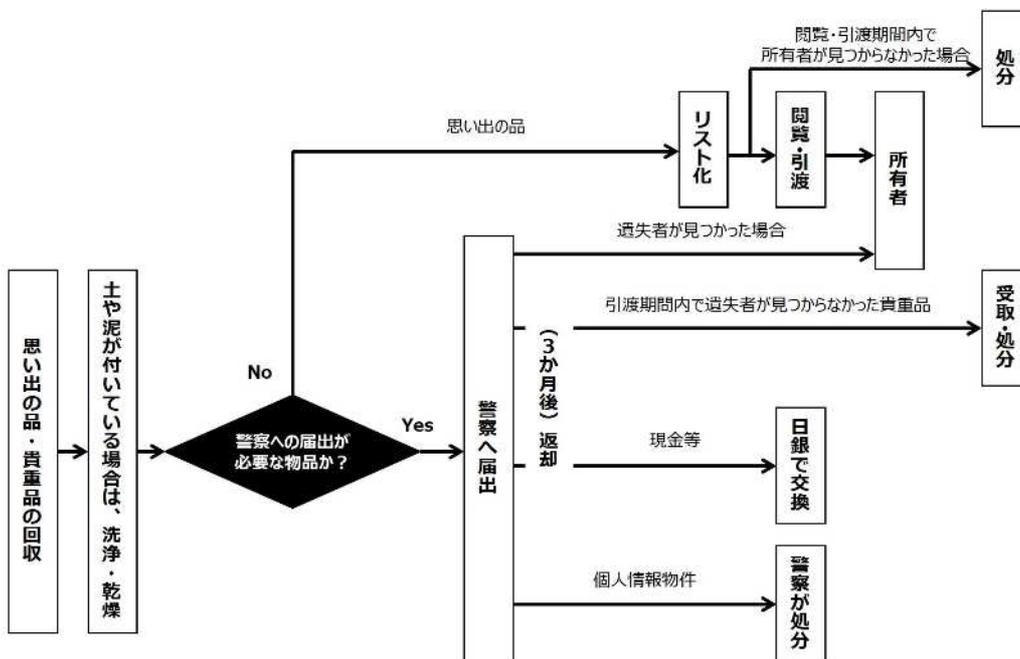
「災害廃棄物対策指針(改訂版)」

(平成 30 年 3 月 環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室)

「災害廃棄物対策指針 資料編」(令和 5 年 1 月 20 日改定 環境省)

「宮城県災害廃棄物処理計画」(平成 29 年 8 月 宮城県)

■思い出の品・貴重品等の取扱いに係る対応手順の概略



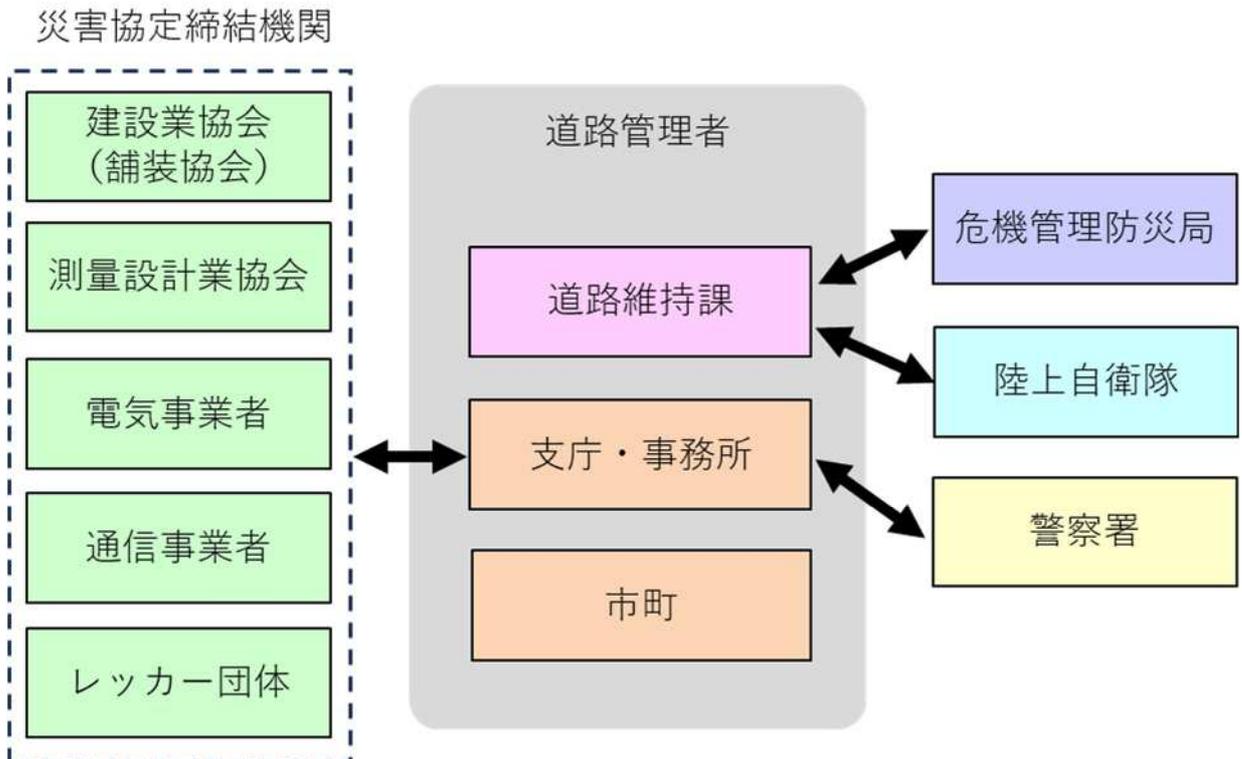
出典：「災害廃棄物対策指針 資料編」貴重品の取り扱いについての様式集の例【参31-3】令和5年1月20日改定

3 平時における対応（災害予防）

3-1 連絡体制の構築

発災後、すみやかに道路啓開活動を実施するため、道路啓開に携わる機関の連絡体制図を以下に示す。

■連絡体制図



3-2 資機材等の確保

道路啓開の実施にあたっては、人員や資機材の確保が不可欠であることから、平常時より災害協定を締結している関係機関などの建設機械の保有状況や作業人員数といった情報の把握に努めておくことが重要である。

■道路啓開調査に関する班編成(参考事例)

1班 あたり	人員	乗用車	2tトラック	自転車	コーン, 土嚢など
	6人	1台	1台	1台	1式

■道路啓開作業に関する班編成(参考事例)

1班 あたり	人員	バックホウ	ダンプ トラック	パトカー等
	10人	1台	3台	1台
	土嚢	コーン	看板	覆工板
	50袋	50基	10枚	5枚

3-3 協定締結状況

県で締結している大規模災害支援協定締結状況を以下に示す。

協定の名称	協定の相手方	締結年月日	協定の概要
大規模災害時における 応急対策に関する協定	一般社団法人 鹿児島県建設業協 会	H18.1.24	公共土木施設(県管理)における大規模災害時の応急対策に係る業務に関し、必要な基本的事項を規定
大規模災害時における 応急対策に関する協定	公益社団法人 鹿児島県測量設計 業協会	H20.7.17	被害状況の速やかな把握と支援協力を求めるにあたり、必要な事項を規定
鹿児島県及び県内市町村 間の災害時相互応援協定	鹿児島県市長会 鹿児島県町村会	R7.10.24	災対法に規定する災害が県内で発生し、被災市町村のみでは十分な応急措置を実施することができない場合に、県及び他市町村による応援活動を実施するための必要な事項を規定
大規模災害時の支援活動 等に関する協定	鹿児島県石油商業 組合	H21.3.4	大規模災害時において、緊急通行車両への優先給油等に係る業務について、必要な事項を規定
九州地方における大規模 な災害時の応援に関する 協定	九州地方整備局	H23.2.28	大規模災害発生時における国土交通省所管施設(直轄施設を除く)の応援に関し、内容を規定
大規模災害時における 応急対策に関する協定	一般社団法人 日本自動車連盟鹿 児島支部	H28.3.30	大規模災害時における応急対策業務に伴う車両などの移動に関し、必要な事項を規定
大規模災害時における 路面の応急復旧等に関する 協定	鹿児島県舗装協会	H30.4.9	県の管理する公共土木施設における大規模災害時の応急対策に係る業務の実施に関し、必要な基本的事項を規定
災害時における相互連携 に関する協定	九州電力株式会社 九州電力送配電株 式会社	R3.5.25	県内で災害が発生した場合に、相互に連携して災害対応にあたることに 関し、必要な事項を規定
災害時における相互連携 に関する協定	西日本電信電話株 式会社	R3.5.25	県内で災害が発生した場合に、相互に連携して災害対応にあたることに 関し、必要な事項を規定
大規模災害時における応 急対策に関する協定	一般社団法人 ジャパンレッカ ー事業協力会	R5.12.25	大規模災害時における応急対策業務に伴う車両等の移動に関し、必要な 事項を規定

3-4 災対法に基づく車両等の移動に関する運用の手引き

「災害対策基本法に基づく車両等の運用の手引き」を以下に示す。

災 害 対 策 基 本 法 に 基 づ く 車 両 等 の 移 動 に 関 す る 運 用 の 手 引 き

令和7年 8月
(令和5年12月)
(平成28年2月)
鹿児島県土木部

目次

1	改正災害対策基本法の趣旨及び主な内容について	・・・	P 1
2	災害対策基本法に基づく車両等の移動に関する事務処理について	・・・	P 4
	災害対策基本法に基づく車両等の移動 事務処理フロー図	・・・	P 5
	災害対策基本法に基づく車両等の移動 事務処理フロー図（損失補償）	・・・	P 6
	(1) 緊急通行車両の通行妨害となる車両等の情報収集	・・・	P 7
	(2) 道路啓開の必要性判断及び道路啓开区間の指定	・・・	P 7
	(3) 市町村への啓開指示	・・・	P 8
	(4) 国土交通大臣からの啓開指示	・・・	P 8
	(5) 県公安委員会からの道路啓开区間指定の要請	・・・	P 8
	(6) 指定道路区間の周知	・・・	P 8
	(7) 車両等の移動命令	・・・	P 9
	(8) 道路管理者による車両等の移動	・・・	P 9
	(9) 車両等の移動のために必要な土地の一時使用	・・・	P12
	(10) 移動命令の伝達や車両の移動等を道路管理者の名義において行うことについて	・・・	P12
	(11) 地域管轄の警察署長への情報提供	・・・	P12
	(12) 損失補償	・・・	P12
	(13) 国への支援要請および市町村からの支援要請	・・・	P14
	別記様式	・・・	P15
	資料	・・・	P30
3	関係法令等	・・・	P32
	災害対策基本法	・・・	P33
	災害対策基本法施行令	・・・	P36
	災害対策基本法の一部を改正する法律について（施行通知）	・・・	P37
	道路法	・・・	P45
	道路法施行令の一部改正	・・・	P48
	道路法等の一部を改正する法律の施行について（施行通知）	・・・	P49
	道路交通法	・・・	P51
4	参考資料	・・・	P52
	大規模災害時における応急対策に関する協定（県建設業協会）	・・・	P53
	大規模災害時における応急対策に関する協定（JAF 鹿児島支部）	・・・	P60
	大規模災害時における応急対策に関する協定（ジャパンレッカー事業協力会）	・・・	P61
	関係連絡先一覧（大規模災害時における応急対策に関する協定関係）	・・・	P66

1 災害対策基本法の趣旨及び主な内容について

(1) 災害対策基本法の趣旨

巨大地震等の大規模災害発生時には、道路の被災等により深刻な交通渋滞や大量の放置車両の発生が懸念されること、また、大雪時にも車両の通行が困難となることにより、立ち往生車両や放置車両が発生する可能性も懸念される。

このような状況下においては、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間すら確保されず災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあることから、道路管理者に対して、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両その他の物件の移動等に関する権限を付与することとしたものである。

ここでいう「その他の物件」とは、車両から落下した積載物などを主に想定しているが、車両とともに緊急通行車両の通行の妨害となっているものは今回の措置の対象となり得るものである。

(2) 災害対策基本法の主な内容

① 道路区間の指定及び車両等の占有者等への移動命令について

- 道路管理者は、発災時に、立ち往生車両や放置車両が緊急行車両の通行を妨害し、災害対応対策に著しい支障が生じるときは、管理する道路について区間を指定し、車両等の占有者等に対し、車両等の移動命令ができる。
- 区間を指定しようとする場合、あらかじめ、県公安委員会へ通知が必要。

② 指定道路区間の周知について

- 道路管理者は、道路の区間を指定したときは、直ちに指定道路区間を区間内に在る者に周知する。

③ 道路管理者が自ら行う車両等の移動について

- 道路管理者は、以下の場合に自ら車両等の移動が可能。
 - ・ 命ぜられた車両の占有者等が、当該処置をとらない場合
 - ・ 命令の相手方が現場にいないため命ずることができない場合
 - ・ 道路の状況などにより車両等の占有者等に必要な措置をとらせることができないと認めて命令をしないこととした場合
- やむを得ない限度で、車両その他の物件を破損することが可能。

④ 車両等の移動のために必要な土地の一時使用について

- 道路管理者は車両等の移動のため、やむを得ないときは、必要な限度で他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分できる。

⑤ 県公安委員会からの要請について

- 県公安委員会は道路管理者に対し、災害対策基本法に基づく道路啓開（以下「道路啓開」という。）を行うよう要請が可能。

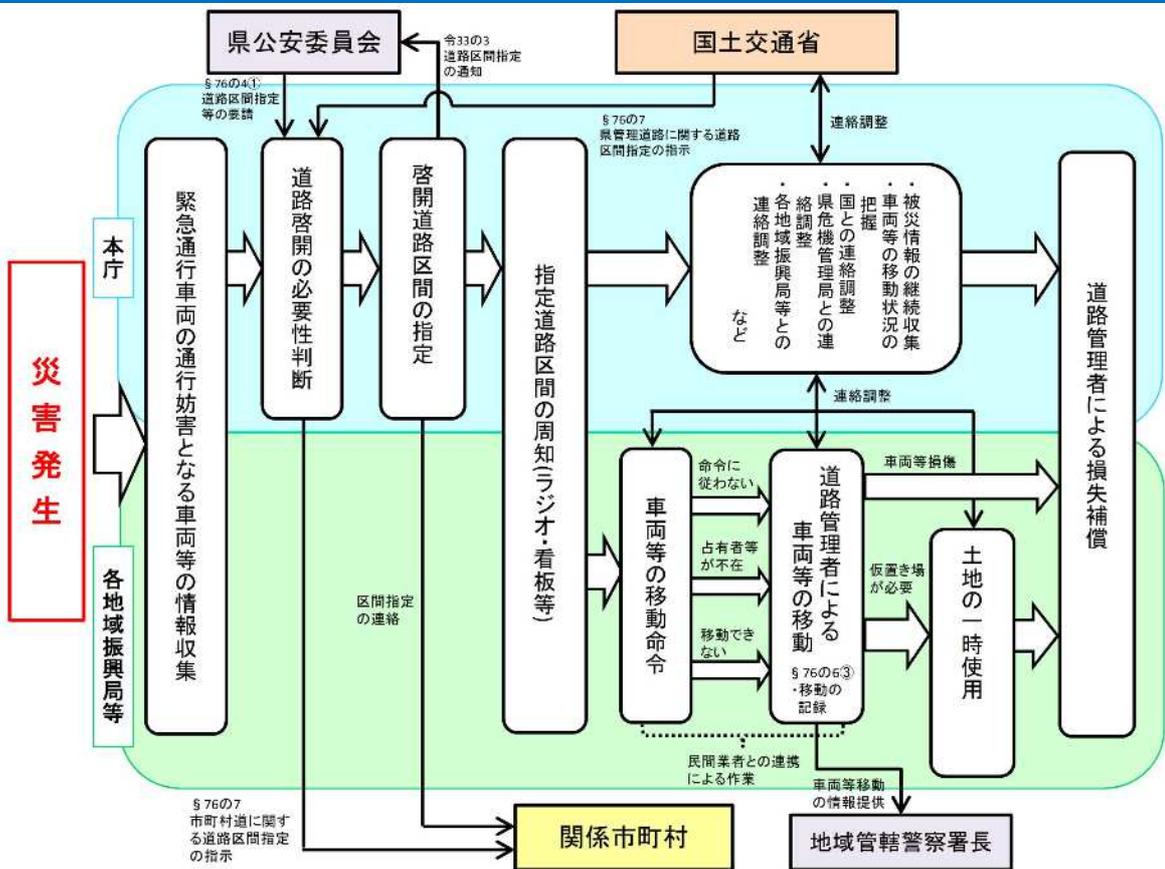
⑥ 国土交通大臣又は県知事からの指示について

○ 国土交通大臣は、県管理道路及び市町村管理道路に関し、県知事は市町村管理道路に関し、道路管理者に対して道路啓開を行うよう指示が可能。

⑦ 損失補償について

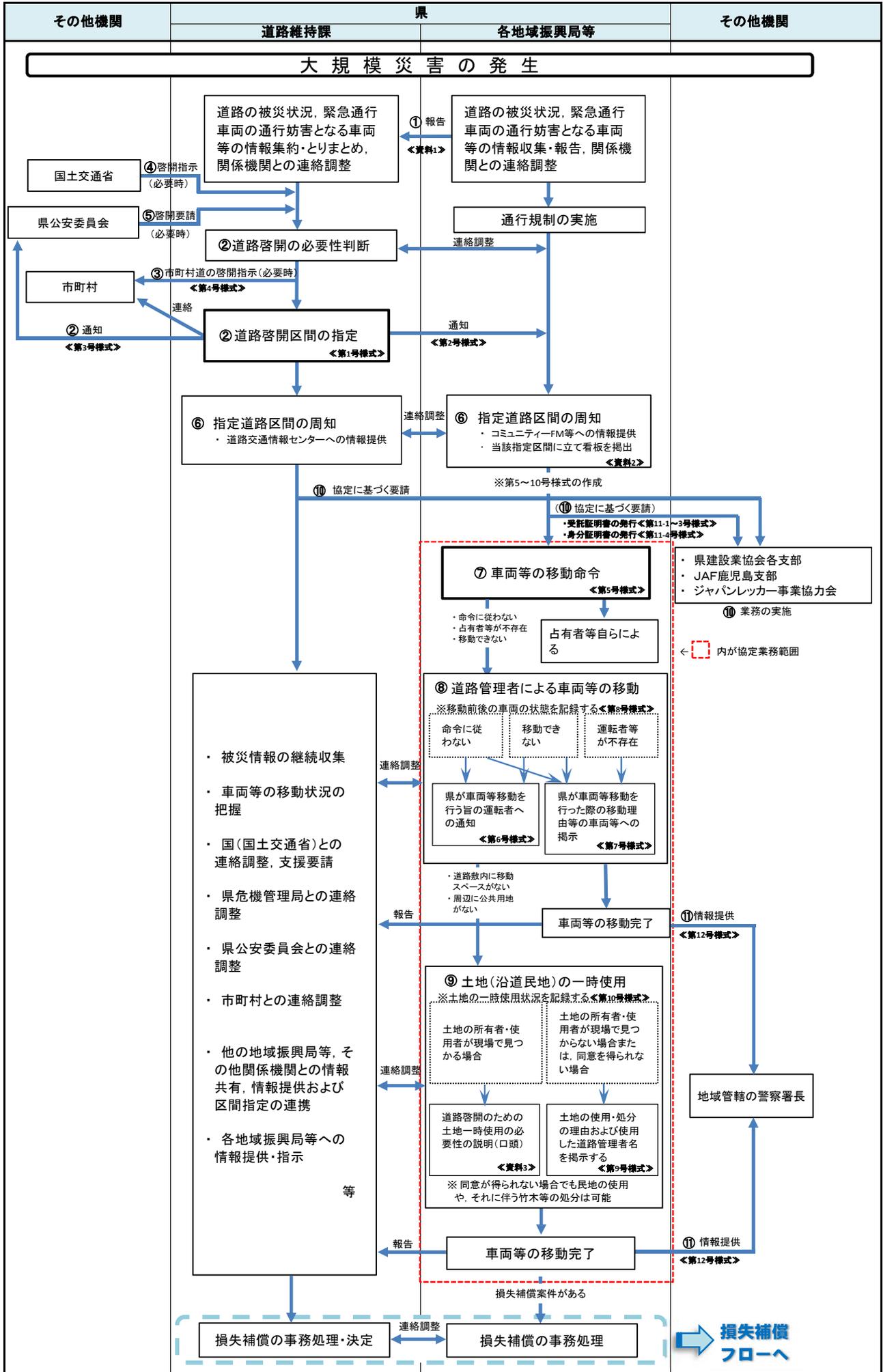
○ 道路管理者は、車両等の移動や土地の一時使用等において、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

災害対策基本法に基づく車両等の移動の流れ



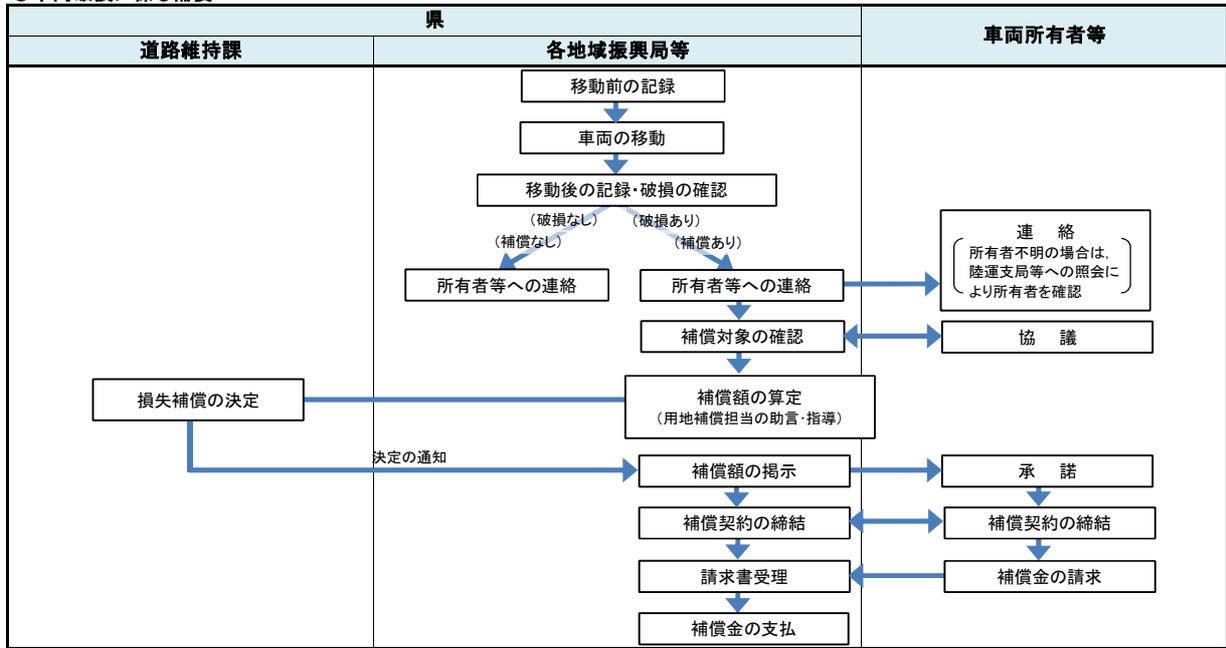
2 災害対策基本法に基づく車両等の移動に関する事務処理について

災害対策基本法に基づく車両等の移動 事務処理フロー図

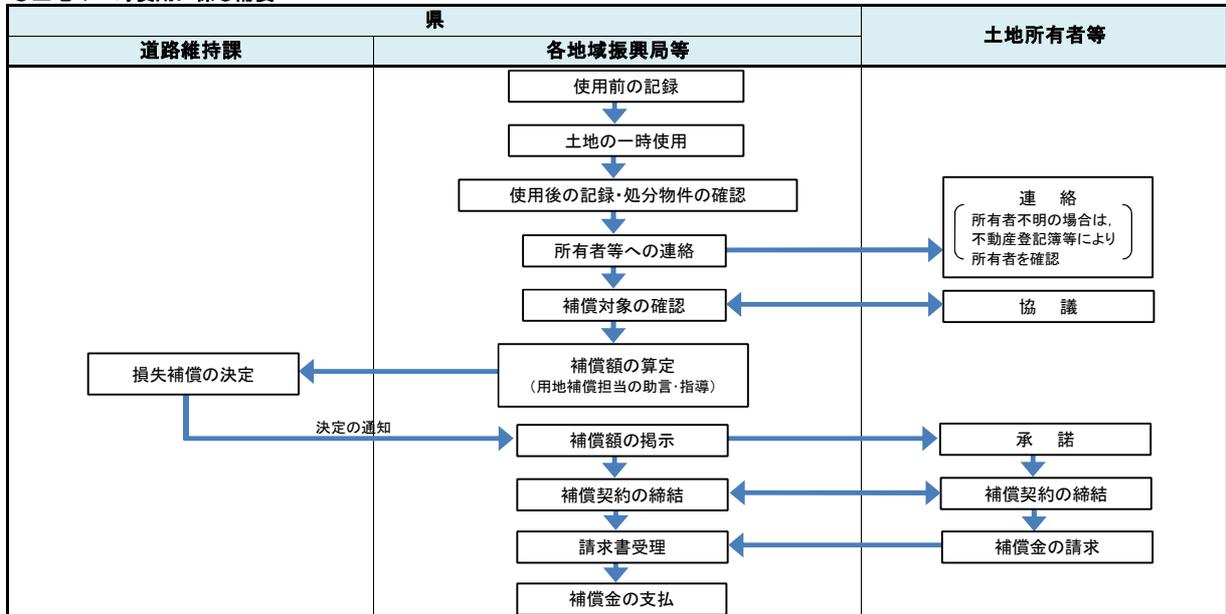


災害対策基本法に基づく車両等の移動 事務処理フロー図（損失補償）

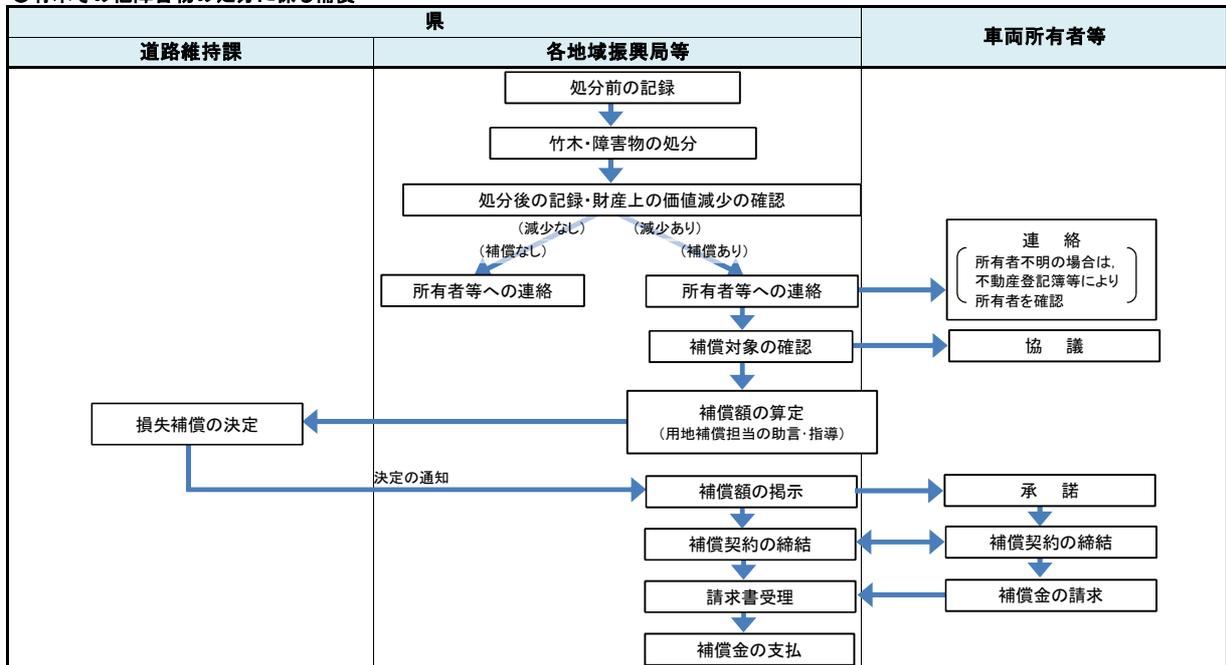
○車両破損に係る補償



○土地の一時使用に係る補償



○竹木その他障害物の処分に係る補償



(1) 緊急通行車両の通行妨害となる車両等の情報収集

《各地域振興局等→道路維持課 フロー図①》

- 大規模災害の発生時に、県管理道路及び県管理道路に接続する他管理者道路において、立ち往生車両や放置車両等により、緊急通行車両の通行が妨害され、災害応急対策に著しい支障が生じた場合は、各地域振興局、支所、各市駐在、各支庁及び各事務所（以下「各地域振興局等」という。）は、緊急通行車両の通行妨害となる車両等の情報収集を行い、速やかに道路維持課へ報告しなければならない。

- ・ 報告すべき内容は、県管理道路の被災状況に加え、啓開を必要とする区間（起点及び終点）、延長、被災状況、緊急通行車両の通行妨害となる車両数（概数）等とする。

【報告様式：資料1】

- ・ 書面による報告を原則とするが、これにより難しい場合は、適宜、報告可能な手段で報告する。

(2) 道路啓開の必要性判断及び道路啓开区間の指定

《道路維持課 フロー図②》

- 県管理道路において車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法に基づく車両等の移動を行うため、同法によりその区間を指定することができる。

【区間の指定：別記第1号様式】 【各地域振興局等への通知：別記第2号様式】

- ・ 指定のための基本要件は、「立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両が通行する最低限の空間が確保されておらず、被災現場までの通行ルートを確認する必要がある場合」である。

- ・ 路線区間における指定のほか、大規模災害時においては、被災情報の把握が困難であることから、想定される被災状況等をもとに幅広く区間を指定する場合や、区域で指定する場合もある。

- ・ 被災情報については、各地域振興局等からの報告によるもののほか、道路利用者からの連絡、他自治体や自衛隊、消防等の関係機関からの情報も考慮する。

- ・ 災害発生時には、迅速な道路啓開が必要であることから、各地域振興局等から十分な被災情報が収集できない場合でも、報道等の情報を総合的に判断し、指定を行うことができる。

- ・ 災害が発生している箇所は、必要に応じて道路法第46条による通行止めの手続きをとり、車両等の移動を行うものとする。

- 道路啓开区間を指定しようとするときは、県公安委員会に指定しようとする道路の区間及びその理由を通知する。【公安委への通知：別記第3号様式】

- ・ 通知は、原則として文書により行う。やむを得ない場合には口頭で行い、事後、速やかに文書を送付する。

(3) 市町村への啓開指示

《道路維持課→市町村 フロー図③》

- 緊急通行車両の通行確保のため、市町村管理道路の道路啓開を行う必要がある場合には、対象市町村に対し、道路啓開を行うよう指示する。【市町村への啓開指示：別記第4号様式】
 - ・ 市町村道の道路啓開を指示する場合とは、県管理道路が被災しており、緊急通行車両の通行ルートを確保するために、市町村管理道路を迂回させる必要がある場合である。
 - ・ 指示は、原則として文書により通知する。やむを得ない場合には口頭で行い、事後、速やかに文書を送付する。

(4) 国土交通大臣からの啓開指示

《国土交通省→道路維持課 フロー図④》

- 国直轄道路における緊急通行車両の通行確保のため、県管理道路の道路啓開を行う必要がある場合には、県に対し、道路啓開を行うよう指示することができる。
 - ・ 指示があった場合は、指示内容に従って、各地域振興局等と調整の上、道路啓開を行う。

(5) 県公安委員会からの道路啓開区間指定の要請

《県公安委員会→道路維持課 フロー図⑤》

- 県公安委員会が緊急交通路の指定を行うために、道路管理者に対し、道路啓開を要請することができる。
 - ・ 要請があった場合は、要請内容を勘案し、各地域振興局等と調整の上、道路啓開を行う。

(6) 指定道路区間の周知

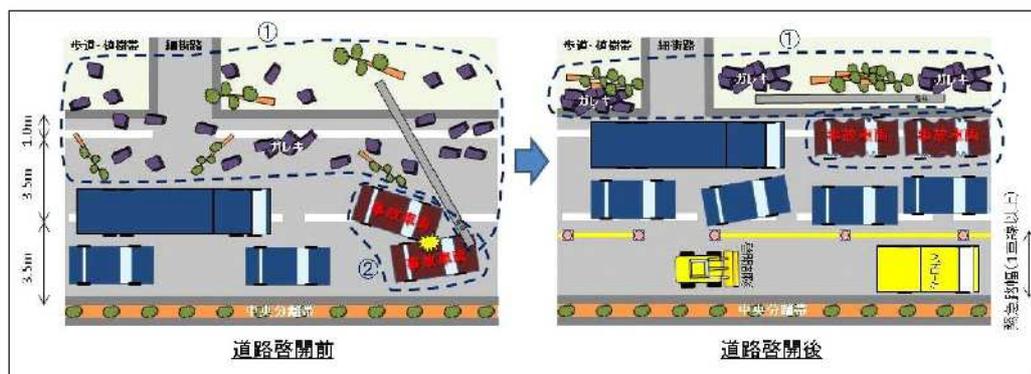
《道路維持課及び各地域振興局等 フロー図⑥》

- 道路区間の指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとる。【周知方法の例：資料2】
 - ・ 周知方法は以下を基本とする。
 - 日本道路交通情報センター（ラジオ等）による情報提供
 - 当該指定区間（現地）に立て看板を掲出
 - ・ 必ずしも当該指定区間内の道路利用者全てに確実に周知することは必要とされていないが、周知の行き届かなかった者に対しては、移動命令等を行う際に当該道路が指定されている旨の説明を行う。
 - ・ 立て看板は、指定道路区間の起終点に設置するほか、移動車両等の多い箇所等、適宜設置するものとし、道路啓開作業と併せて設置する。

(7) 車両等の移動命令

《各地域振興局等 フロー図⑦》

- 道路啓開作業の支障となる車両等の占有者等に対して、各地域振興局等の職員等は、災害対策基本法に基づく措置であることを説明した上で、車両等の移動先を指示し、移動させるものとする。
 - ・ 命令は、書面の提示により命令することのほか、口頭での命令も可能であり、現場の状況に応じて適宜判断する。【運転者への車両移動命令：別記第5号様式】
 - ・ 具体的な車両等の占有者等に対する命令の内容としては、車両その他の物件について、緊急通行車両の通行を確保するため、
 - 道路の左側や歩道への移動
 - 車間を詰めること。（空いたスペースへの車両の移動）
 - 沿道の空地、駐車場への移動
 - 車両から落下した積載物の車両への再積載等を想定しているが、現場の状況に応じて適宜判断する。
 - ・ 移動命令を行う際は、災害対策基本法の権限を行使することとなるため、県職員の身分証明書及び県腕章を携行して対応する。
 - ・ 数多くの占有者等に同時に命令を伝える必要がある場合には、拡声器等で占有者等に同時に聞こえるようにするとともに、避難所を設けて呼びかける等の工夫を行うこととする。



図：地震時の車両移動イメージ

(8) 道路管理者による車両等の移動

《各地域振興局等 フロー図⑧》

- 以下の3つのケースに該当する場合は、道路管理者自らが車両等の移動を行うことができる。
 - ① 「車両等の移動命令に対して、速やかに車両等の移動を行わない場合」
 - ・ 占有者等は、車両等又はその近傍において、命令は受けることができるが、本人の意思等により当該車両等の移動に応じない場合のほか、移動に応じる意思はあっても、タイヤのパンクや燃料切れ等により直ちには移動に応じられない場合等。

- ・ 繰り返し、移動命令等を伝えても移動を行わない、もしくは直ちに移動を行うことができない場合は、法第76条の6に基づき、道路管理者による車両等の移動を行う旨を占有者等に通知するとともに、車両等への移動理由の掲示等、所定の手続を経て移動を行うものとする。その際の通知の方法については、書面によることが望ましいが、時間がないときには口頭によるもののみでも差し支えない。

② 「占有者等が不在で、占有者等による車両等の移動ができない場合」

- ・ 占有者等が何らかの事情により、車両等から離れており、運転者等によって車両等の移動ができない場合等が考えられる。占有者等が近傍にいる可能性もあるため、拡声器等で呼びかけを継続するが、車両等への移動理由の掲示等、所定の手続を行い移動を行うものとする。

③ 「前後に車両等が近接しており、占有者等が自らの運転で車両等の移動ができない場合、事故等により運転ができない状態の場合等、道路管理者による移動がやむを得ない場合」

- ・ 車両等が連担し、幅員方向にも車両等の待避の余地がない等、占有者等が車両等にいても移動ができない場合等が考えられる。その場合は、法第76条の6に基づき、道路管理者による車両の移動を行う旨を占有者等に通知するとともに、車両への移動理由の掲示等、所定の手続を行い移動を行うものとする。

※ 車両等の移動を行う際の通知について

①のケースで、占有者等が、車両等の移動命令に従わない等により、道路管理者自らが車両等の移動を行う場合において、占有者等に車両等の移動を行う旨を文書にて通知を行う。【車両等の移動を行う際の運転者等への通知：別記第6号様式】

※ 車両等を移動した際の掲示について

占有者等が現場付近にいないことを確認した上で、車両等の移動に当たっては、移動した車両等に移動理由、移動した道路管理者名（連絡先含む。）を掲示するものとする。

なお、一定距離以上（原則として50メートル以上）車両等を移動させた場合又は道路外へ移動した場合は、道路の縁石や防護柵、視線誘導標等にも掲示するものとする。【車両等を移動した際の車両等への掲示：別記第7号様式】

○ 車両等の移動の際には、現場の判断でやむを得ない限度で車両等を破損させることができる。

- ・ 「やむを得ない限度での破損」とは、様々な破損がある中で、災害時の状況に応じて判断されるべきものであり、車両等の移動に複数の方法がとり得る場合に、緊急通行車両の通行を確保する緊急性を考慮しつつ、最も破損の度合いが低い方法を選択した結果生ずる破損である。

- ・ 破損の形態としては、ロックやサイドブレーキを外すために窓ガラスを破壊、重機で車両等を持ち上げる際の擦り傷や凹み、駆動系や制御系の損傷、段積みによる破損等が想定される。

なお、窓ガラスを破損した場合等、降雨により車内設備が劣化することも想定されるが、道路啓開作業後に破損箇所をシート等の簡便な方法でふさぐ等、可能な範囲で損傷

が拡大しないような措置も必要である。

○ 車両等の移動時には、以下のトラブル対応等に留意する。

- ・ 車両等の移動方法について、重大な損傷を伴う場合や、判断に迷う場合には、適宜、各地域振興局等で検討・調整の上、実施するものとする。
- ・ 占有者等による不法行為等を認知した場合には、警察に通報するとともに、所属へ応援等を要請するものとする。
- ・ レッカー車やホイールローダによる移動の際には、ガソリン漏れ等に十分留意し、危険のないように行うものとする。
また、トラック等を移動する際には、積み荷の種類を可能な限り確認し、危険物等が積載されている場合等、積み荷の種類及び状況に応じて、注意して移動を行うものとする。
- ・ ハイブリッド車、電気自動車等を移動する際には、感電等に注意して移動を行うものとする。

○ 移動の前後の状態を記録する。【車両等を移動した際の記録：別記第8号様式】

- ・ 道路管理者が自ら車両等を移動する場合には、移動の前後の状態を写真等により記録するものとする。その際、移動が必要な車両等が多数存在し、記録に時間を要し作業に支障を及ぼす場合等は、重機のキャビンに取り付けたビデオ等で車両移動作業等を記録する等、効率的な方法にて行うものとする。



例：ドライブレコーダーによる記録

失は補償しなければならない。

① 破損車両に係る補償額の算定について

<算定基準>

- ・ 車両の破損前後の記録を踏まえた上で、交通事故損害額算定基準（（公財）日弁連交通事故相談センター）等に基づき補償額を算定するものとする。

なお、車両保険でカバーされる車両を破損した場合であっても、保険会社から請求がない限り、車両所有者に対して補償金を支払うことで差し支えない。

(7) 全損車両の取扱い

- ・ 車両が修理不能又は修理費が時価額を上回る、いわゆる全損となった場合には、原則として、破損直前の交換価格と破損車両の処分金額との差額（買替差額）を補償額とする。

- ・ 破損車両が全損状態であるにもかかわらず、交換価格を超えて修理費額の補償を求められても破損車両の買替差額による補償額に範囲で認めるのが裁判例の傾向である。

- ・ 交通事故損害額算定基準に裁判例が記されているので参考にする。

(イ) 部分破損車両の取扱い

- ・ 車両を部分破損した場合には、原則として修理相当額を補償額とする。

- ・ ただし、修理が相当な場合であっても、修理を行った後も当該車両の価格低下が認められるときは評価損が認められるので、補償の対象とする。

- ・ 交通事故損害額算定基準に裁判例が記されているので参考にする。

(ウ) 代車・休車損害の取扱い

- ・ 車両の修理又は買替えが必要となり、それにより車両が使用不能の期間に代替車両を使用した場合は、これに要した費用を補償するものとする。

- ・ 破損車両が営業用車両である場合は、当該車両が使用不能となった間、当該車両を運行していれば得られたであろう逸失利益を補償することはできるが、代替車両が認められる場合は、原則としてこの休車補償は認めないものとする。

- ・ 交通事故損傷額算定基準に裁判例が記されているので参考にする。

② 土地の一時使用に係る補償額の算定について

<算定基準>

- ・ 土地の一時使用前後の記録を踏まえた上で、鹿児島県の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」（昭和39年2月12日 告示130号）に基づき補償額を算定するものとする。

- ・ 使用する土地に対しては、正常な地代又は借賃をもって補償するものとする。

③ 竹木等の処分に係る補償額の算定について

- ・ 竹木又は障害物を処分する場合は、当該処分と相当因果関係にある財産上の価値の減

少を補償するものとする。

④ その他、補償に関する注意事項

- ・ 破損車両，土地の一時使用又は竹木等の処分の記録を基に，不動産登記簿等を確認するなどして，これらの所有者等を明らかにし，車両の破損，土地の一時使用又は竹木等の処分後遅滞なく各所有者等への連絡を行うものとする。

なお，放置車両の所有者等への連絡については，必要に応じて警察に協力を依頼するものとする。

- ・ 所有者等への補償に関する説明は，本制度の趣旨や公益上の必要性も含め，丁寧にわかりやすく行うものとする。

- ・ 補償額について所有者等と係争案件となった場合は，適正に処理をされるよう，弁護士，不動産鑑定士等の専門家や土木部監理課用地対策室及び各地域振興局等の用地担当部署の助言・協力を得ることとする。

⑤ 補償金の支払事務

- ・ 各地域振興局等は，上記①～④に基づく補償対象の確認及び補償額の算定結果を道路維持課へ報告し，道路維持課がこれに基づく損失補償の決定を行った後，各地域振興局等において支払事務を行うものとする。

(13) 国への支援要請および市町村からの支援要請

- 県は国に対し，道路啓開を要請することができ，市町村は県に対し，道路啓開を要請することができる。

なお，要請により実施された車両等の移動に係る費用は原則として要請した道路管理者の負担となる。

4 様式

4-1 災対法に基づく車両等の移動に関する様式

第1号様式（区間の指定）

災害対策基本法（昭和36年法律223号）第76条の6第1項の規定に基づき、下記の区間を（指定・廃止）する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

鹿児島県知事 〇〇 〇〇

印

（各区間指定の場合）

路線	区間		延長（m）	備考
国道〇〇号	鹿児島県〇〇市 〇〇町〇〇地先から	鹿児島県〇〇市 〇〇町〇〇地先まで	〇〇m	新規
（主）△△線	鹿児島県〇〇市 〇〇町〇〇地先から	鹿児島県〇〇市 〇〇町〇〇地先まで	〇〇m	継続
（一）××線	鹿児島県〇〇市 〇〇町〇〇地先から	鹿児島県〇〇市 〇〇町〇〇地先まで	〇〇m	継続
（一）××線	鹿児島県〇〇市 〇〇町〇〇地先から	鹿児島県〇〇市 〇〇町〇〇地先まで	〇〇m	廃止

（区域としての指定の場合）

路線	区間	延長（m）	備考
国道〇〇号	〇〇から××市街に向けての区間	〇〇m	新規
（主）△△線		〇〇m	新規
（一）××線		〇〇m	新規

第2号様式（区間の指定通知）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地域振興局（〇〇支庁）長 殿

鹿児島県知事 〇〇 〇〇

災害対策基本法（昭和36年法律223号）第76条の6第1項の規定に基づき、
〇〇区間の（指定・廃止）について

このことについて、別紙のとおり区間を（指定・廃止）したので通知します。

[連絡先]
道路維持課〇〇係
電話〇〇〇〇〇〇（内線〇〇〇〇）

第3号様式（公安委員会への通知）

道 維 第 ○ ○ 号

令和○○年○○月○○日

鹿児島県公安委員会 殿

鹿児島県知事 ○○ ○○

印

災害対策基本法第67条の6第1項の規定に基づく道路区間指定について

災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり区間指定するため、災害対策基本法施行令第33条の3の規定に基づき通知します。

記

指定区間 : 国道○○号 ○○地先～○○地先
(主) △△線 △△地先～△△地先
(一) ××線 ××地先～××地先

指定理由 : 緊急通行車両の通行確保のため

[連絡先]
道路維持課○○係
電話○○○○○○○（内線○○○○）

第4号様式（市町村への啓開指示）

道 維 第 ○ ○ 号

令和○○年○○月○○日

○○市町村長 殿

鹿児島県知事 ○○ ○○

印

災害対策基本法第76条の7の規定に基づく指示について

○○災害発生のため、県道○○線○○～○○の区間において、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、道路啓開作業を行っていますが、市町村道○○○○線を迂回路として利用する必要があるため、災害対策基本法第76条7の措置を実施するよう指示します。ついては、対応の可否について回答をお願いします。

記

要請区間 : 市町村道○○○○線 ○○地先～○○地先
要請理由 : 緊急通行車両の通行確保のため

[連絡先]
道路維持課○○係
電話○○○○○○○（内線○○○○）

第5号様式（運転者への車両移動命令）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

運転者各位

鹿児島県〇〇地域振興局（〇〇支庁）長

印

災害対策基本法第67条の6第1項の規定に基づく移動命令について

この道路は、災害のため、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり、緊急車両の通行を確保するため道路啓開作業を行う区間に指定されました。

緊急車両の通行のため、速やかに指定区間外に移動するか車両を左側に移動してください。

記

指定理由： 緊急通行車両の通行確保のため

【連絡先】

鹿児島県〇〇〇〇〇〇〇〇

建設部〇〇課〇〇係

電話：〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇災害に伴う車両の移動について

- ・ 緊急通行車両の通行を確保するため、車両の移動が必要です。
- ・ 当方により移動を行いますので、車両から離れてください。

鹿児島県〇〇地域振興局（〇〇支庁）長

印

【問い合わせ先】

鹿児島県〇〇〇〇〇〇〇〇

建設部〇〇課〇〇係

電話：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇災害に伴う車両の移動について

緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり車両の移動を行いました。

記

移動日時 : 〇〇月〇〇日 〇〇時
移動先 : 〇〇〇〇
移動車両 : 車名, ナンバー

鹿児島県〇〇地域振興局（〇〇支庁）長

印

【問い合わせ先】

鹿児島県〇〇〇〇〇〇〇〇〇

建設部〇〇課〇〇係

電話：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

第8号様式（車両等を移動した際の記録）

車 両 移 動 記 録 票

措置実施場所	県道〇〇線 〇〇市〇〇地先
対 象 車 両	車名, ナンバー
運転手の有無	不在
移 動 日 時	〇〇月〇〇日〇〇時
移 動 内 容	道路内路肩に移動, 沿線民地に移動, 一時保管場所（〇〇〇〇）に移動（使用重機：ブルドーザ）
破 損 状 況	後方バンパーへこみ
そ の 他	作業者（〇〇建設）

状況写真	
移 動 前	
移 動 後	

記入者

〇〇災害に伴う土地の一時的使用について

緊急通行車両の通行を確保するための放置車両の移動に伴い、災害対策基本法第76条の6第4項の規定に基づき、この土地を一時的に使用しております。

記

利用開始時 : 〇〇月〇〇日 〇〇時

利用目的 : 放置車両の保管

鹿児島県〇〇地域振興局（〇〇支庁）長

印

【問い合わせ先】

鹿児島県〇〇〇〇〇〇〇〇

建設部〇〇課〇〇係

電話：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

第 10 号様式（土地を一時使用した際の記録）

土地の一時使用記録票

措置実施場所	県道〇〇線 〇〇市〇〇地先
使用開始日時	〇〇月〇〇日〇〇時
使用目的	〇〇災害における移動車両の仮置き
土地所有者（権利者）	調査中
現在の用途	貯木場跡
作業実施者	〇〇建設(株)
連絡先	鹿児島県〇〇地域振興局 建設部〇〇課〇〇係 TEL : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

状況写真	
使用前	
使用后	

記入者

大規模災害時における応急対策に関する協定に基づく受託証明書

下記の者は、大規模災害時における応急対策に関する協定に基づき、災害対策基本法第 76 条の 6 の措置（緊急通行車両の通行の妨害となる車両等の移動に係る措置）を行うことを委託した者であることを証明する。

なお、本証明の有効期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

鹿児島県〇〇地域振興局（支庁）建設部長
（甑島支所長，支庁各事務所建設課長，喜界事務所長）

印

記

受託者：（一社）鹿児島県建設業協会〇〇支部
住所等 鹿児島県〇〇〇〇〇〇〇番〇〇号
（電話番号 - - ）
代表者名 支部長 〇〇〇〇

※ 1 [会社名：]
[住所：]

【注意事項】

- ・ 本証明書の原本は、（一社）鹿児島県建設業協会〇〇支部にて管理するものとする。
- ・ 本証明書の [] 括弧内※1 は、（一社）鹿児島県建設業協会〇〇支部より配布された本証明書の複写に、委託業務に当たる者が記入するものとする。
- ・ 委託業務に当たる者は、本証明書の複写を現地へ必ず携行すること。
- ・ その他、不明な点があれば下記へ連絡すること。

鹿児島県〇〇地域振興局 建設部〇〇〇〇課〇〇〇〇係

TEL：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

大規模災害時における応急対策に関する協定に基づく受託証明書

下記の者は、大規模災害時における応急対策に関する協定に基づき、災害対策基本法第 76 条の 6 の措置（緊急通行車両の通行の妨害となる車両等の移動に係る措置）を行うことを委託した者であることを証明する。

なお、本証明の有効期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする

令和〇〇年〇〇月〇〇日

鹿児島県〇〇地域振興局（支庁）建設部長
（甌島支所長，支庁各事務所建設課長，喜界事務所長）

印

記

受託者：（一社）日本自動車連盟鹿児島支部
住所等 鹿児島県鹿児島市新栄町 2 - 1 2
電話番号（災害時専用番号）092-841-7781
代表者名 事務所長 〇〇 〇〇

※1 [会社名：]
[住所：]

【注意事項】

- ・ 本証明書の原本は、（一社）日本自動車連盟鹿児島支部にて管理するものとする。
- ・ 本証明書の[]括弧内※1は、（一社）日本自動車連盟鹿児島支部より配布された本証明書の複写に、委託業務に当たる者が記入するものとする。
- ・ 委託業務に当たる者は、本証明書の複写を現地へ必ず携行すること。
- ・ その他、不明な点があれば下記へ連絡すること。

鹿児島県〇〇地域振興局 建設部〇〇〇〇課〇〇〇〇係
TEL：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

大規模災害時における応急対策に関する協定に基づく受託証明書

下記の者は、大規模災害時における応急対策に関する協定に基づき、災害対策基本法第 76 条の 6 の措置（緊急通行車両の通行の妨害となる車両等の移動に係る措置）を行うことを委託した者であることを証明する。

なお、本証明の有効期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする

令和〇〇年〇〇月〇〇日

鹿児島県〇〇地域振興局（支庁）建設部長
（甕島支所長，支庁各事務所建設課長，喜界事務所長）

印

記

受託者：（一社）ジャパンレッカー事業協力会
住所等 〇〇県〇〇市〇〇〇〇番〇〇号
電話番号（災害時専用番号）0995-22-3115
代表者名 会長 〇〇 〇〇

※1 [会社名：
住所：]

【注意事項】

- ・ 本証明書の原本は、（一社）ジャパンレッカー事業協力会にて管理するものとする。
- ・ 本証明書の[]括弧内※1は、（一社）ジャパンレッカー事業協力会より配布された本証明書の複写に、委託業務に当たる者が記入するものとする。
- ・ 委託業務に当たる者は、本証明書の複写を現地へ必ず携行すること。
- ・ その他、不明な点があれば下記へ連絡すること。

鹿児島県〇〇地域振興局 建設部〇〇〇〇課〇〇〇〇係
TEL：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

第 11-4 号様式（大規模災害時における応急対策に関する協定に基づく身分証明書）

発行番号 道維第〇号

身分証明書

団体名：〇〇〇〇

住 所：〇〇〇〇

上記の者は、〇〇協定に基づき、災害対策基本法第 7 6 条の 6 の措置を行うことを委託した者であることを証明する。

有効期間：令和〇年〇年〇月〇日 ～ 令和〇年〇年〇月〇日

発 行 日：令和〇年〇年〇月〇日

発 行 者： 鹿児島県知事

身分証明書（表）

《注意事項》

- 1 「大規模災害時における応急対策に関する協定書」に基づき道路啓開作業を行うときは、この身分証明書又は「大規模災害時における応急対策に関する協定に基づく受託証明書」のいずれかを必ず掲示して作業を行うこと。
- 2 この身分証明書は、他人に貸与又は譲渡することはできません。
- 3 平時の保管は、管理者を定め適切に行ってください。
- 4 この身分証明を紛失し、又は滅失したときは、速やかに再発行を受けてください。
- 5 「大規模災害時における応急対策に関する協定書」に基づく道路啓開担当者の資格を喪失する場合は、速やかにこの身分証明を書返却してください。

身分証明書（裏）

第 12 号様式（地域管轄の警察署長への情報提供）

文 書 番 号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇警察署長 殿

鹿児島県〇〇地域振興局（〇〇支庁）長

印

災害対策基本法に基づき移動を実施した車両等の情報提供について

災害対策基本法に基づき、別紙「第 7 号様式」に示す車両の移動を行いましたので情報提供します。

【問い合わせ先】

鹿児島県〇〇〇〇〇〇

建設部〇〇課〇〇係

担当 〇〇〇〇

電話：〇〇〇〇〇〇〇〇

道路被害状況報告 (第 報)

令和 年 月 日 午前 時 分

報告者	係		
	職・氏名：	連絡先：	0993-25-5291
発生日時	令和 年 月 日	午前 時	分発生
発生場所	路線名：		
	詳細場所：		市内
被災内容	被災規模： 延長 m , 高さ m , 幅 m , 土量 m ³		
被災原因	月 日 から 月 日 にかけての による		
人的被害	無	人的被害の内容：	
孤立集落	無	孤立状況の内容：	
迂回路	有	迂回路線の内容：	
応急対策内容			
通行規制	現時点の状況：		
	今後の予定：		
	通行止解除の予定：		
	起点：	●●(ふりがな)	終点：
通行障害 車両の有無	緊急通行車両の通行妨害となる移動不可車両数： 普通車・軽 台 , 大型車 台		
	車両の撤去を要する区間： 地先から 地先まで		
経緯			被災箇所
			緯度：
			経度： ●●
位置図および迂回路説明図			
被災箇所の位置図，迂回路説明図を添付する。			

(2枚目)

被災状況写真	被災状況の写真を添付 (遠景，近景及び道路との位置関係が分かるもの)
---------------	---------------------------------------

[資料2（周知方法の例）]

1 道路情報板による周知（文例案）

例1) 県道〇〇線 〇〇～〇〇間 放置車両移動作業中
例2) 県道〇〇線 〇〇～〇〇間 緊急車両の通行確保のため放置車両移動中

2 ラジオによる周知（文例案）

- ・ 鹿児島県は、〇日〇時頃発生した〇〇を中心とする震度6の地震対策のため、県道〇〇号〇〇〇〇線〇〇～〇〇間を、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、緊急通行車両の通行を確保する区間に指定しました。
- ・ 当該区間においては、緊急通行車両の通行が確保できない場合、運転者に車両等の移動をお願いするほか、場合によっては道路管理者が車両の移動を行いますので、道路管理者の指示に従って行動してください。

3 立て看板による周知（作成例）



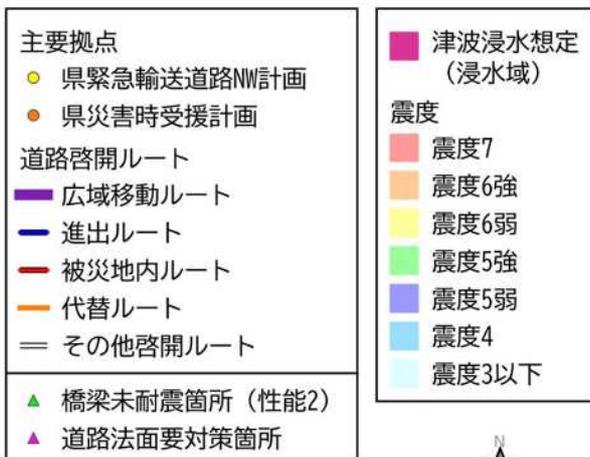
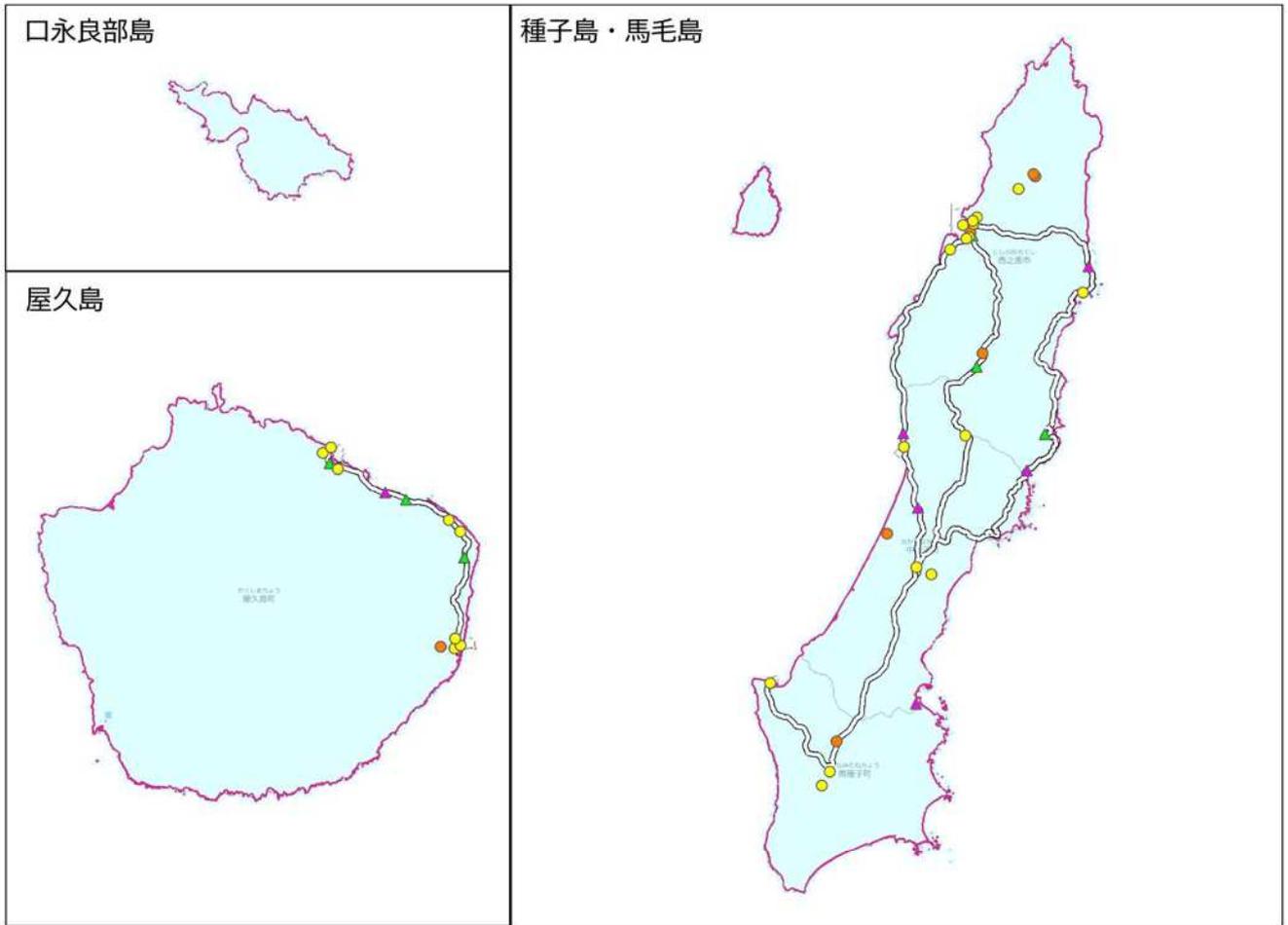
[資料3（土地一時使用の際の口頭説明発言例）]

1 土地一時使用の際の口頭による説明（発言案）

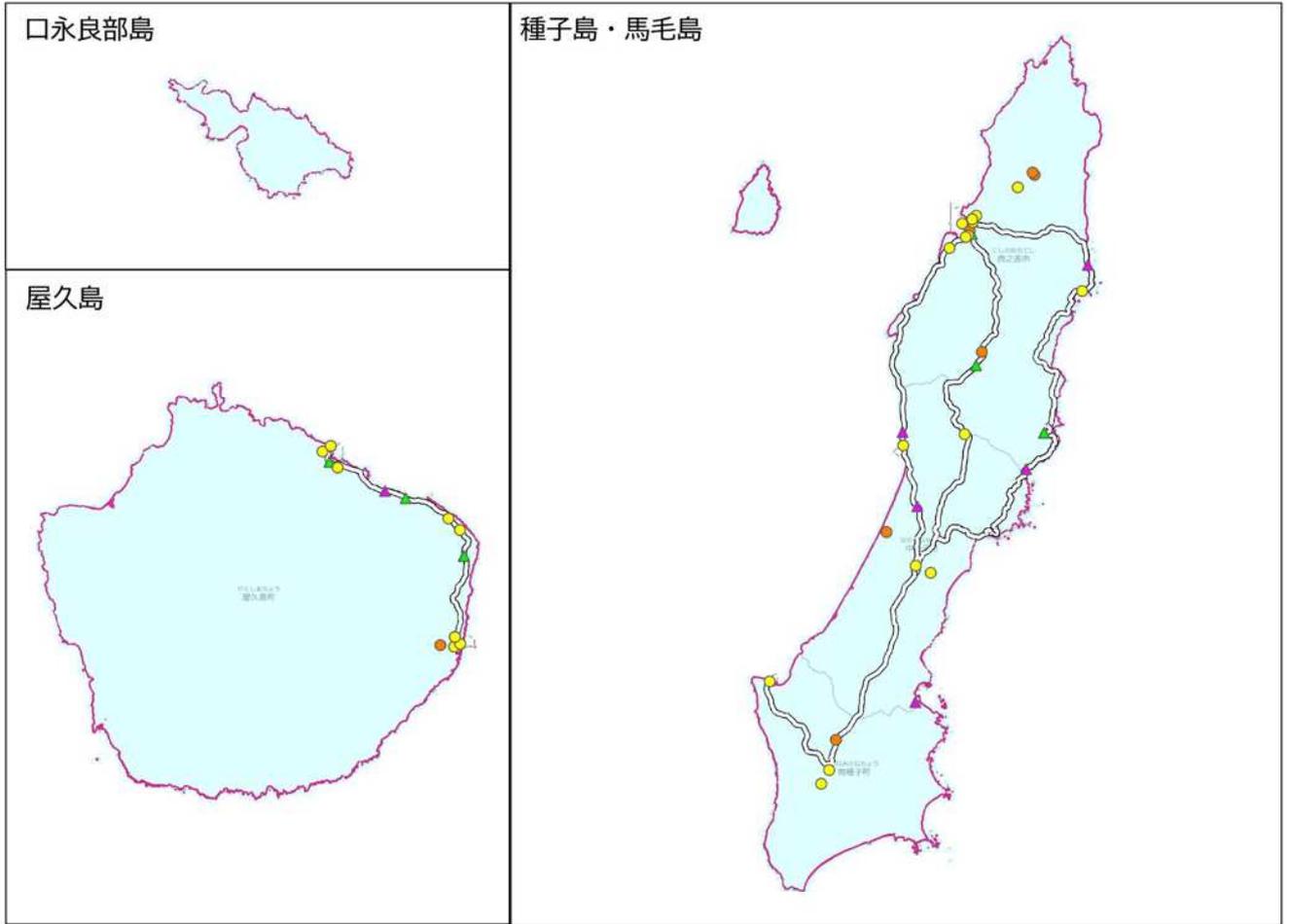
- ・ 鹿児島県〇〇地域振興局の〇〇です。（〇〇地域振興局から委託を受けている〇〇〇〇です）
- ・ 〇〇災害のため、県道〇〇線の〇〇から〇〇の区間は、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、緊急通行車両の通行を確保するため道路啓開作業を行う区間に指定されました。
- ・ 緊急通行車両の通行を確保するため放置車両を移動しているところですが、放置車両の移動先が無いことから、〇〇を一時的に利用させていただきます。

4.2 道路啓開サポートマップ

①鹿兒島湾直下【熊毛地域】



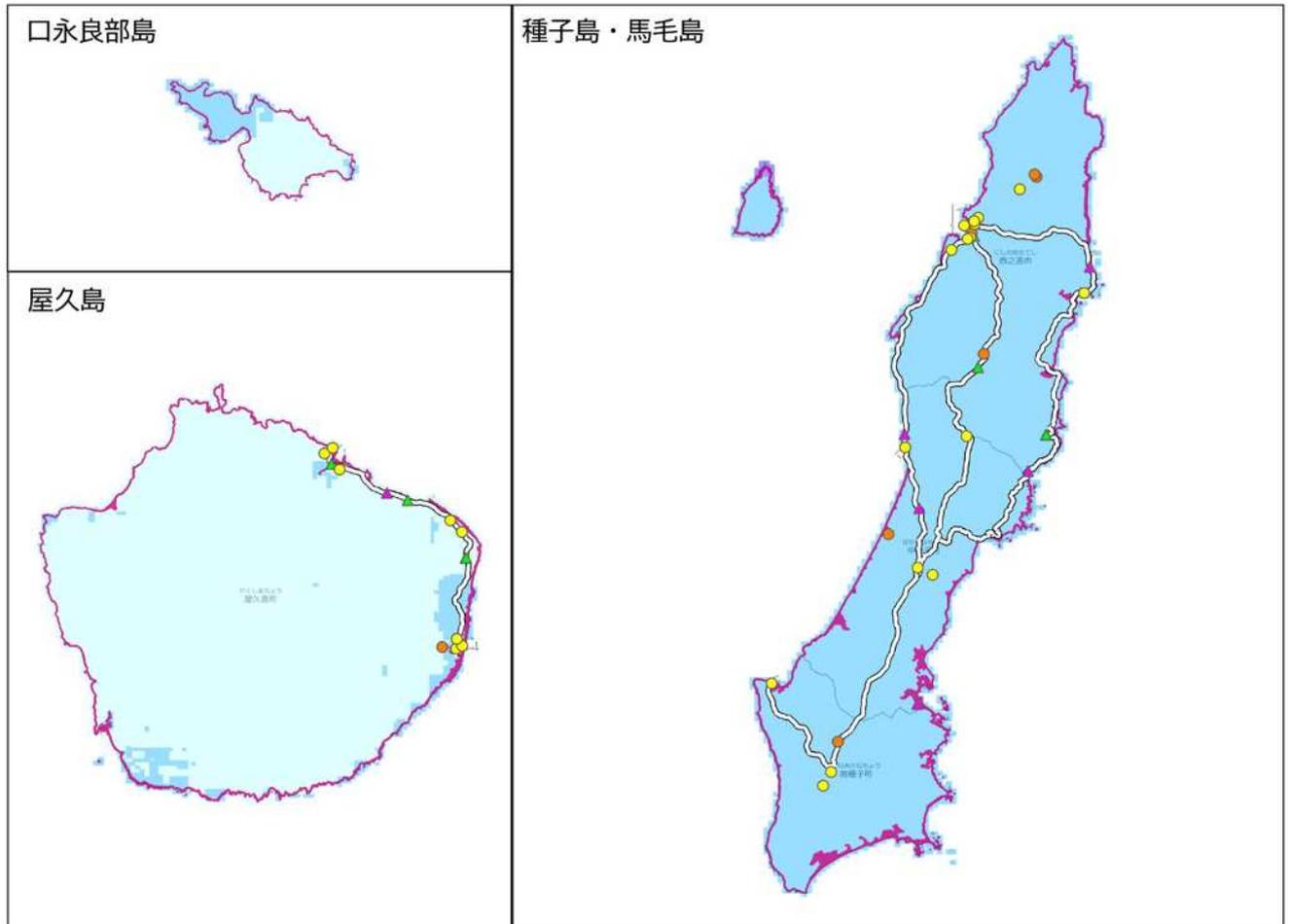
②県西部直下【熊毛地域】



0 5 10 km



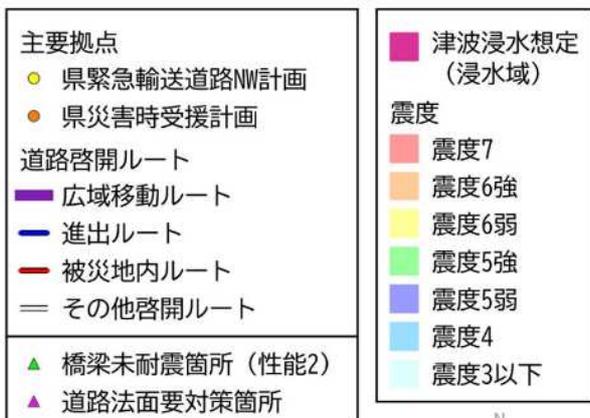
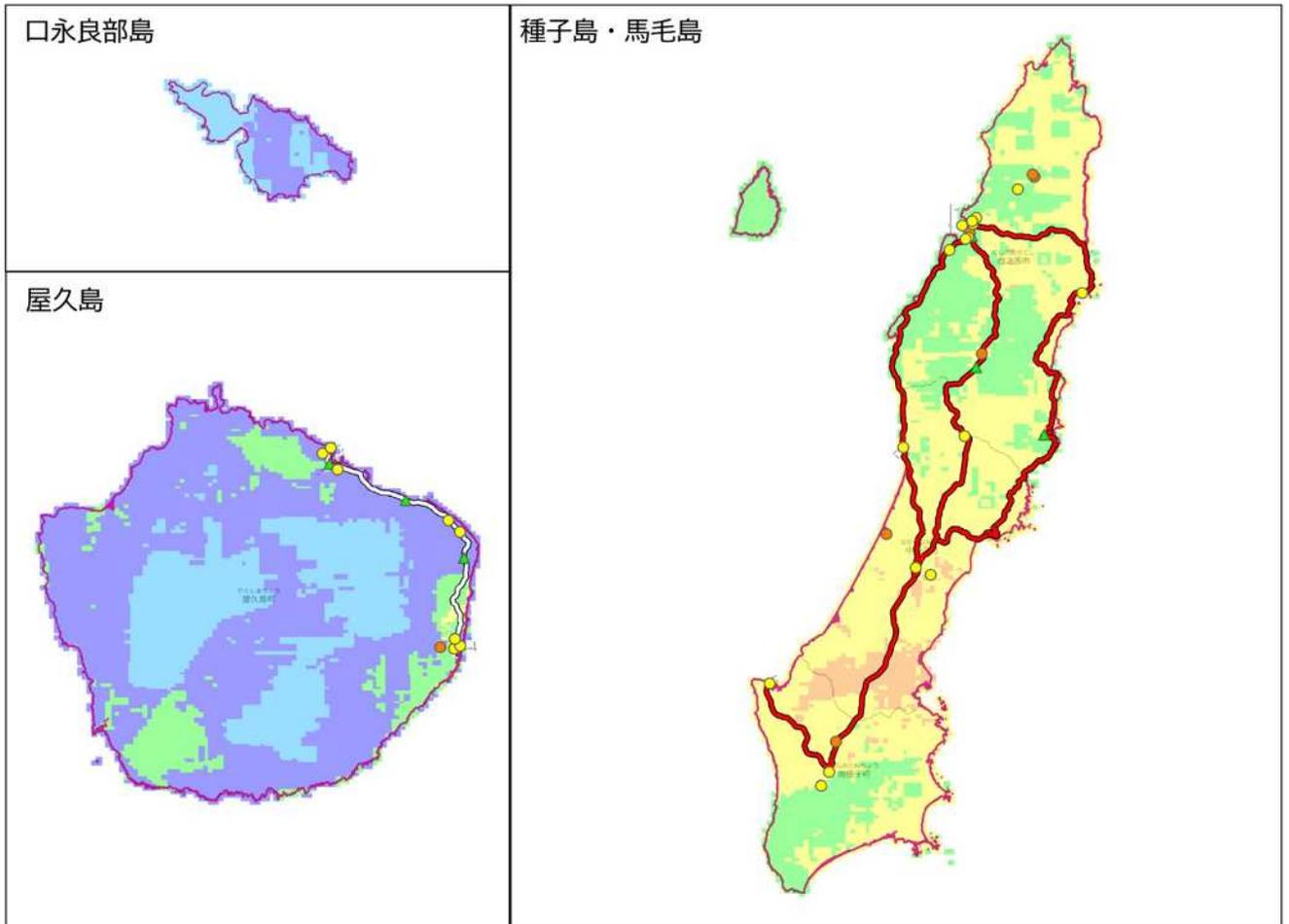
⑦南海トラフ（陸側）【熊毛地域】



0 5 10 km



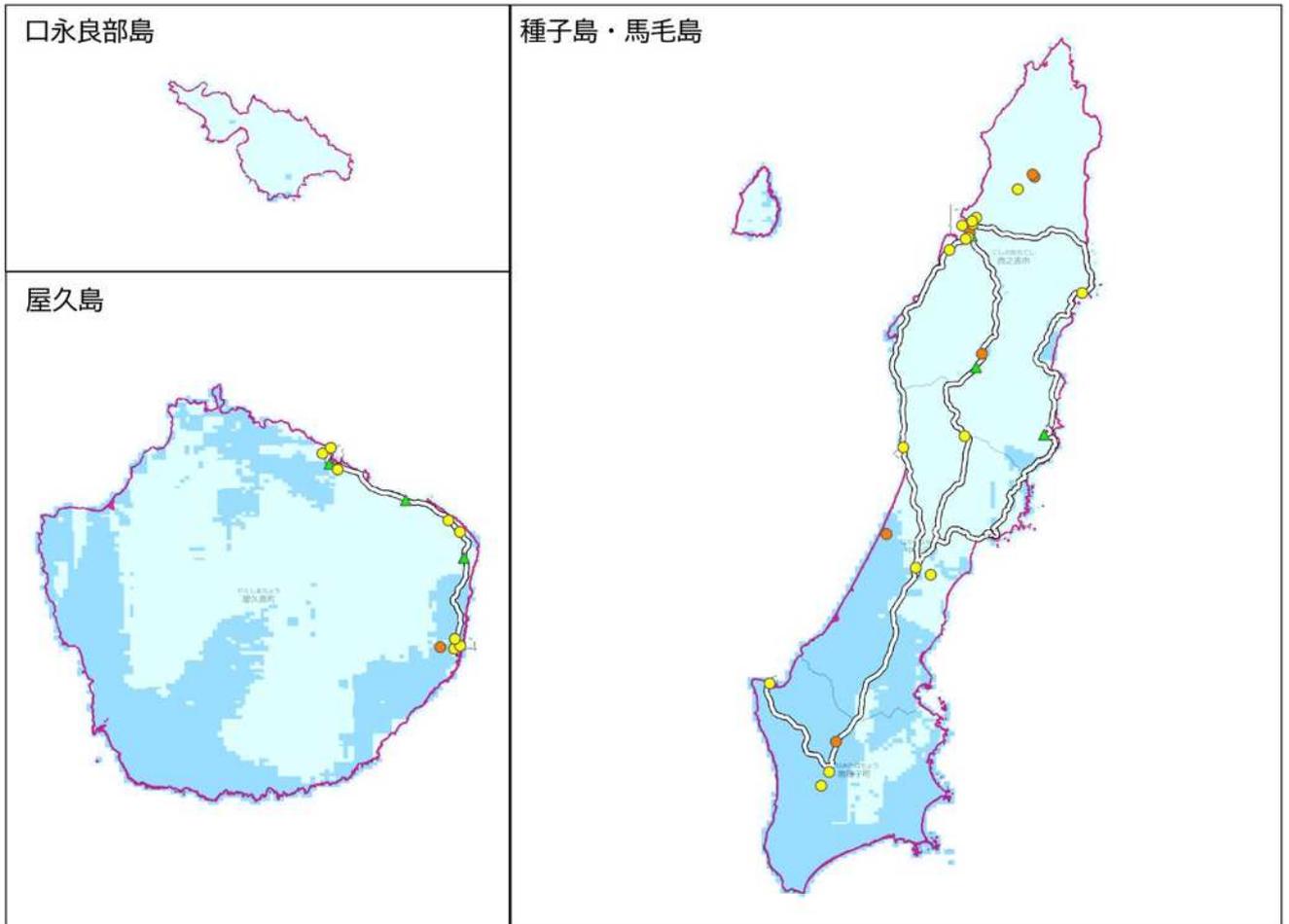
⑧ 種子島東方沖【熊毛地域】



0 5 10 km



⑩奄美群島太平洋沖(北部)【熊毛地域】



<p>主要拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県緊急輸送道路NW計画 ● 県災害時受援計画 <p>道路啓開ルート</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 広域移動ルート ■ 進出ルート ■ 被災地内ルート ＝ その他啓開ルート <p>▲ 橋梁未耐震箇所 (性能2)</p> <p>▲ 道路法面要対策箇所</p>	<p>■ 津波浸水想定 (浸水域)</p> <p>震度</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 震度7 ■ 震度6強 ■ 震度6弱 ■ 震度5強 ■ 震度5弱 ■ 震度4 ■ 震度3以下
--	--



0 5 10 km



4-3 道路啓開ルート一覧

⑧種子島東方沖

ルート種別	路線名	区間	道路管理者
進出	(主) 枕崎知覧線 〔南薩縦貫道〕	枕崎市泉町 東本町交差点 (R226との交差点) ~ 南九州市知覧町西元 知覧交差点	県
進出	(主) 額娃川辺線 〔南薩縦貫道〕	南九州市知覧町西元 知覧交差点 ~ 南九州川辺IC	県
進出	国道225号	南九州川辺IC ~ 照国神社前交差点 (R3, R10交差点)	鹿児島国道事務所
進出	国道226号	指宿市十二町 十二町交差点 ~ 鹿児島市下福元町 影原交差点 (R225との交差点)	鹿児島国道事務所
進出	国道226号	【枕崎漁港】 枕崎市中町 中央交差点 (県道枕崎停車場線との交差点) ~ 枕崎市泉町 東本町交差点 (県道枕崎知覧線との交差点)	県
進出	国道269号	指宿市十二町 国立病院前交差点 (R226との交差点) ~ 【山川漁港】 指宿市山川入船町	県
進出	国道270号	【南さつま市役所】 南さつま市加世田本町 市役所前交差点 (R226との交差点) ~ 南さつま市金峰町中津野 (県道鹿児島加世田線との交差点)	県
進出	(主) 鹿児島加世田線	鹿児島市東谷山 希望ヶ団地入口交差点 (市道小松原山田線との交差点) ~ 南さつま市金峰町中津野 (R270との交差点)	県

4-4 鹿児島県緊急輸送道路ネットワーク計画及び災害時受援計画の拠点

拠点名	市町村名	緊急輸送道路ネットワーク計画				災害時受援計画			
		拠点種類	NW機能区分			拠点種類	本部	活動	物資
			1次	2次	3次				
熊毛支庁	西之表市	県出先機関	●	—	—	本部拠点候補地	●	—	—
熊毛支庁 屋久島庁舎	屋久島町	県支庁舎等	—	●	—	本部拠点候補地	●	—	—
西之表市役所	西之表市	地方生活圏 中心都市の役場	●	—	—	—	—	—	—
屋久島町役場	屋久島町	市町村役場	—	●	—	—	—	—	—
中種子町役場	中種子町	市町村役場	—	●	—	—	—	—	—
南種子町役場	南種子町	市町村役場	—	●	—	—	—	—	—
種子島空港ターミナルビル (旧 種子島空港出張所)	中種子町	指定行政機関/ 指定地方行政機関	—	●	—	—	—	—	—
九州電力送配電 熊毛配電事業所	西之表市	指定公共機関/ 指定地方公共機関	—	●	—	—	—	—	—
屋久島電工(株)	屋久島町	指定公共機関/ 指定地方公共機関	—	●	—	—	—	—	—
種子島警察署	西之表市	警察	—	●	—	—	—	—	—
屋久島警察署	屋久島町	警察	—	●	—	—	—	—	—
熊毛地区消防組合	西之表市	消防	—	●	—	—	—	—	—
種子島空港	中種子町	空港	●	—	—	—	—	—	—
屋久島空港	屋久島町	空港	●	—	—	—	—	—	—
西之表港	西之表市	重要港湾	●	—	—	—	—	—	—
田之脇港	西之表市	地方港湾	—	●	—	—	—	—	—
浜津脇港	中種子町	地方港湾	—	●	—	—	—	—	—
島間港	南種子町	地方港湾	—	●	—	—	—	—	—
宮之浦港	屋久島町	地方港湾	—	●	—	—	—	—	—
安房港	屋久島町	地方港湾	—	●	—	—	—	—	—
西之表ハリポート	西之表市	ハリポート	—	●	—	—	—	—	—
中種子中央運動公園陸上競技場	中種子町	ハリポート	—	●	—	—	—	—	—
南種子町緊急ハリポート	南種子町	ハリポート	—	●	—	—	—	—	—
宮之浦運動場	屋久島町	ハリポート	—	●	—	—	—	—	—
種子島医療センター (旧田上病院)	西之表市	災害医療拠点	—	●	—	—	—	—	—
西之表保健所	西之表市	災害医療拠点	—	●	—	—	—	—	—
屋久島保健所	屋久島町	災害医療拠点	—	●	—	—	—	—	—
古田中学校跡地	西之表市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
多目的広場	西之表市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
旧種子島空港エプロン	中種子町	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
南種子町健康公園	南種子町	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
屋久島町健康の森公園	屋久島町	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
種子島公設地方卸売市場	西之表市	—	—	—	—	物資拠点候補地	—	●	—
あっぱーらんど屋根付き競技場	西之表市	—	—	—	—	物資拠点候補地	—	—	●

4-5 道路啓開計画詳細タイムライン

→ :実施(確認・共有) → :要請 → :報告

